

国立研究開発法人科学技術振興機構  
JST セキュリティ監視運用業務  
民間競争入札実施要項（案）

平成 28 年 11 月

国立研究開発法人 科学技術振興機構

## 目次

1 趣旨 .....	- 1 -
2 JST セキュリティ監視運用業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項 .....	- 1 -
3 実施期間に関する事項 .....	- 9 -
4 入札参加資格に関する事項 .....	- 9 -
5 入札に参加する者の募集に関する事項 .....	- 11 -
6 JST セキュリティ監視運用業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項 .....	- 12 -
7 JST セキュリティ監視運用業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 .....	- 15 -
8 JST セキュリティ監視運用業務の請負業者に使用させることができる国有財産に関する事項 .....	- 15 -
9 JST セキュリティ監視運用業務請負者が、当機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項 .....	- 16 -
10 JST セキュリティ監視運用業務請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項 .....	- 20 -
11 JST セキュリティ監視運用業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項 ..	- 21 -
12 その他業務の実施に関し必要な事項 .....	- 21 -

別紙1 従来の実施状況に関する情報の開示

別添1 JST セキュリティ監視運用業務 調達仕様書

別添2 JST セキュリティ監視運用業務 提案書作成要領

別添3 JST セキュリティ監視運用業務 総合評価基準書

別添4 JST セキュリティ監視運用業務 サービスレベルアグリーメント

# 国立研究開発法人科学技術振興機構 JST セキュリティ監視運用業務 民間競争入札実施要項(案)

## 1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「当機構」という。)は「公共サービス改革基本方針」(平成 24 年 7 月 20 日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された「JST セキュリティ監視運用業務」について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

## 2 JST セキュリティ監視運用業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

### (1) JST セキュリティ監視運用業務の概要

#### ア 業務の目的と概要

本業務は、当機構の総合的なセキュリティ対策のため、セキュリティ機器、ネットワーク機器、接続回線のセキュリティ監視とセキュリティインシデント対応、及び機器の稼働監視と運用をおこなうものである。

当機構のネットワーク環境は、ルータ、スイッチングハブ等のネットワーク機器と、IPS、ファイアウォール、WAF 等のセキュリティ機器、及びサーバ類、端末で構成されている。

当機構の主な事業はインターネットを通じて情報発信を行っていることから、インターネット接続環境は 24 時間安定稼働する必要がある。

また、当機構の中期目標には「政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。」とあり、外部からのサーバへの攻撃や、端末への標的型攻撃など、様々な脅威への対応や、24 時間のセキュリティ機器のログ監視とセキュリティインシデントが発生した際の速やかな対応が求められている。

これらを総合的に解決するため、インターネット接続環境及びセキュリティ機器等の監視を行い、問題が発生した場合の速やかなインシデント対応が可能な環境と体制を整える。

図 2-1 に業務概要図を示す。

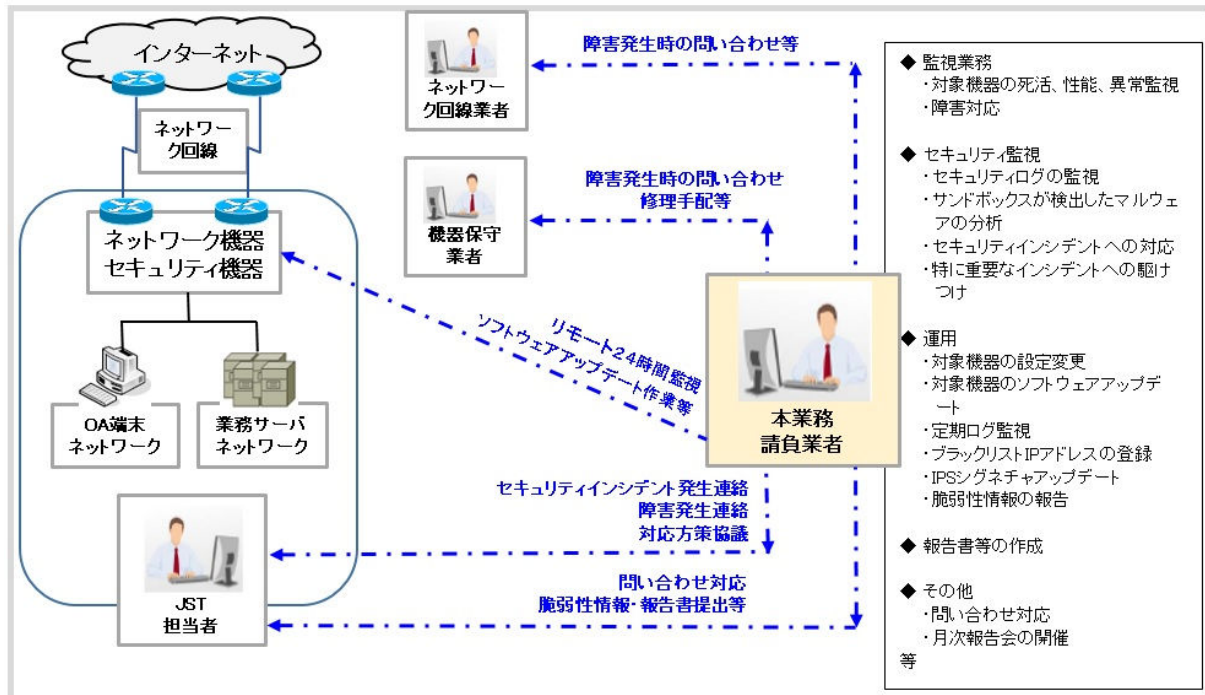


図 2-1 業務概要図

イ 業務の対象

当該業務対象機器は、表 2-1 (a),(b)の通り。

各機器の機種、ハードウェア構成、設定、ログの取得方法等は、入札前は所定の手続きに沿って申請を行った応札予定者に対し一部をマスクした上で、開札後には秘密保持契約締結後に請負者にマスクしていないものを開示する。

未登録デバイス通信遮断機器管理サーバは、監視及びセキュリティ監視対象では無く、通常は運用も必要無いがセキュリティインシデントへの対応で設定作業を行う場合がある。

なお、使用しているネットワークプロトコルのアドレスファミリーは IPv4 のみである。

表 2-1 当該業務対象機器

(a) 東京本部

機器名称	台数	監視対象機器	セキュリティ監視対象機器	運用対象機器
ルータ	2台	○		○
L3 スイッチ	2台	○		○
L2 スイッチ	8台	○		○
IPS	2台	○	○	○
IPS 管理サーバ	1台	○		○
ファイアウォール	4台	△ (※1)	○ (※1)	△ (※1)
WAF	2台		○	
アンチウイルスソフトウェア管理サーバ	2台		○	
認証サーバ	4台		○	

未登録デバイス通信 遮断機器管理サーバ	1台			△ (※2)
------------------------	----	--	--	-----------

- (※1) 監視及び運用対象は、4台のうちOA 端末ネットワークに接続されている2台のみ。  
残りの2台は業務サーバネットワークに接続されており、監視及び運用は別途行っている。  
セキュリティ監視は4台すべてを対象とする。機器が出力するログを受信しセキュリティ監視を行うこと。  
監視業務、セキュリティ監視業務、運用業務の内容については、「ウ. 対象業務の内容」を参照のこと。
- (※2) セキュリティインシデント発生時等の緊急対応のみである。

### (b) 日本科学未来館

機器名称	台数	監視対象 機器	セキュリティ監視対象 機器	運用対象 機器
ファイアウォール	2台		○	○ (※3)

- (※3) ブラックリスト IP アドレスの登録のみである。

### ウ 対象業務の内容

請負者が実施する業務の内容は、次のとおりであり、その詳細は、別添 1. 「JST セキュリティ監視運用業務 調達仕様書」(以下、「調達仕様書」という。)を基本とする。

#### (ア) 監視

機器の稼動や性能を監視する業務。

請負者はそれらに関して定期的な報告を行う他、異常が認められた場合には当機構担当者に連絡等を行う。

監視は全て契約期間中 24 時間体制で実施すること。

#### (a) 機器の死活監視

監視対象機器が稼動していることを確認すること。

死活監視においては、機器の停止を5分以内に検知するように仕組みを構築すること。検知した場合は速やかに指定する連絡先に連絡を行い、当機構担当者の指示に従って下記「(ア)(d)障害対応」を進めること。

#### (b) 機器の性能監視

監視対象機器の性能情報を継続的に収集し、長期的な性能の評価と短期的な問題の検出を行うこと。収集の間隔は基本的に5分とすること。そのデータをグラフ等にして月次報告書にまとめること。また、取得したデータが指定する条件を満たしていた場合は速やかに指定する連絡先に連絡を行い、当機構担当者の指示に従って下記「(ア)(d) 障害対応」を進めること。

#### (c) 機器の異常監視

監視対象機器が想定外の状態になったことをリアルタイムに検出すること。検出した場合は、速やかに指定する連絡先に連絡を行い、当機構担当者に状況を説明して下記「(ア)(d) 障害対応」を進めること。具体的な対象と監視項目は、受注後に開示する。

#### (d) 障害対応

監視により障害を検知した場合は、当機構担当者の指示に従い障害対応を行うこと。機器にログインしての状態の確認、ログの参照、又は回線業者や機器の保守業者への問い合わせなどを行い、原因と影響範囲を特定すること。当機構担当者からの依頼があった場合は、簡単なコマンドを実行すること。この部分に関しては下記「(ウ)(a)機器の設定変更」と同様である。ただし、障害対応は時刻に関わらず対応すること。

この対応は年に数回程度発生を想定する。

#### (イ) セキュリティ監視

セキュリティログを受信、分析する業務。

請負者はそれらに関して定期的な報告を行う他、異常が認められた場合には当機構担当者に連絡等を行い、必要に応じてインシデント対応を行う。

セキュリティ監視は契約期間中 24 時間体制で実施すること。

##### (a) セキュリティログの監視

セキュリティ監視機器が出力する全てのログをリアルタイムに受信、分析し、セキュリティインシデントを検出すること。

請負者はログと世界中から収集した最新の脆弱性情報、マルウェア情報、悪意のあるサーバ情報、攻撃者情報、攻撃手法情報を総合し、相関的に分析を行うこと。それにより、機器単一のログを調査するだけではわからない侵入、マルウェアへの感染、改ざん、情報の流出等の攻撃を検出すること。分析に用いるルールを日々更新し、可能な限りゼロデイ攻撃と標的型攻撃も検出すること。ログの上では遮断できている攻撃やマルウェアであっても、それが遮断できなかった攻撃等によって 2 次的に引き起こされた可能性も考慮すること。

攻撃の成功又はその可能性が高い事象を検出した場合は、検出後 30 分以内に当機構担当者に連絡すること。その際は、検出したログの内容、日時、攻撃の種類、確認できている被害、被害又は加害 IP アドレス、推奨する対応等を明確に説明すること。推奨する対応が通信の遮断等である場合は、当機構担当者との協議の上、下記「(イ)(c)セキュリティインシデントへの対応」を実施すること。

##### (b) サンドボックスが検出したマルウェアの分析

ファイアウォールのサンドボックス機能がマルウェアとして検出したファイルについて、その判定の妥当性を確認すること。サンドボックス機能が出力したログにマルウェアと判定されたものがあり、かつアンチウイルスソフトにより駆除が行われていない場合は、請負者はその Web サイトを用いて、本当にマルウェアであるかどうかをログ受信後 30 分以内に独自に判断すること。

サンドボックス機能の判定の通りマルウェアであると判断した場合は、当機構担当者への連絡を行うこと。マルウェアでは無いと判断し、かつ当機構のドメインの公開サーバ上でそのファイルが見つかった場合、ファイアウォールのメーカーに判定変更を要求する手続きを実施すること。

(c) セキュリティインシデントへの対応

セキュリティインシデントとは、請負者がセキュリティ監視の結果発見した、又は当機構担当者が申告したセキュリティ上の事案のうち、対応を必要とするものを指す。

セキュリティインシデント発生時には被害の拡大防止を第1に、当機構担当者と協議の上、攻撃者の通信遮断や感染活動抑止のための方策等を実施すること。この対応は、セキュリティインシデント発生の連絡を当機構担当者に行ってから 30 分以内に実施完了すること。基本的にはファイアウォール又は IPS で攻撃者の IP アドレスの通信拒否設定と、未登録デバイス通信遮断機器管理サーバで端末の IP アドレスの通信遮断設定を行うこととする。これらの対応では不足と考えられる場合は、適切な対応を提案すること。

この対応は、月に 2 回を上限とする。

(d) 特に重要なインシデントへの駆けつけ

当機構担当者は、特に重要なセキュリティインシデント発生時には請負者に当機構内でのサポートを要請する。請負者はそれに応じ適切なスキルを持った人員 2 名程度を手配して当機構内にてインシデントの調査、被害拡大防止、証拠保全等のサポート業務に従事させること。期間は全員の合計で 64 時間とする。このサポート業務の開始は平日の日中とするが、状況により夜間及び休日におよぶ可能性がある。

この対応は契約期間内に 5 回を上限とする。

(7) 運用

機器の設定変更、ソフトウェアのアップデート、障害発生時の適切な対応等を行う業務。

請負者はそれらの実施と実績に関する定期的な報告を行う。

運用は特に指定の無いものは平日 9 時から 18 時の間で実施すること。

(a) 機器の設定変更

運用対象機器に対して、インタフェースの状態変更、再起動等の簡単な作業を実施すること。この作業は依頼を受けてから 3 時間以内(平日 18 時を越える場合は翌営業日の 9 時以降に延ばして考える)又はそれ以降の当機構担当者と合意した時刻に開始すること。作業前には設定のバックアップ等を取得するなど、不測の事態発生時に迅速に復旧できるよう努めること。

この作業は年に数回程度発生する。

(b) 機器のソフトウェアアップデート

運用対象機器のファームウェアや管理ソフトウェアのアップデート作業を行うこと。この作業は依頼を受けてから 3 時間以内(平日 18 時を越える場合は翌営業日の 9 時以降に延ばして考える)又はそれ以降の当機構担当者と合意した時刻に開始すること。

この作業は年に数回程度発生する。

(c) 定期ログ確認

運用対象機器について、平日の 9 時に各機器のログを確認し、異常

又はその兆候を示すものがあれば連絡すること。

(d) ブラックリスト IP アドレスの登録

請負者が持つ最新の IP アドレス評価情報を基に、各平日に 1 回通信を遮断すべき IP アドレスリストを作成し、それをファイアウォール又は IPS で通信拒否するよう設定すること。また、通信拒否設定が行われているが遮断の必要が無くなった IP アドレスについては、精査した上で週に 1 回設定からの削除を行うこと。

請負者は IP アドレスの評価情報を複数の情報源から得て、それらから適切に遮断すべき又は遮断の必要が無くなった IP アドレスのリストを作成すること。

当機構担当者から IP アドレスの拒否設定削除の依頼があった場合、その IP アドレスの通信先としての危険度を検討し、十分低いと判断した場合はその対応を行うこと。検討した結果に関わらず、その判断の根拠を当機構担当者に説明すること。

(e) IPS のシグネチャアップデート

IPS のシグネチャをアップデートし、指定するポリシーに従いブロック等の設定を行うこと。請負者はシグネチャがリリースされた場合、当機構担当者に連絡を行った上でこの作業を実施すること。この作業はシグネチャのリリース後、1 営業日以内に開始すること。

この作業は月に 2 回程度発生する。

(f) 脆弱性情報の報告

当機構が指定する運用対象機器のソフトウェアについて広く脆弱性に関する情報を収集し、遅滞無く当機構担当者に報告すること。

(エ) その他

(a) 問い合わせ対応

納品物や当該業務に関すること、及び脆弱性、マルウェア、攻撃者、攻撃手法等のセキュリティに関する当機構担当者からの問い合わせに回答すること。一次回答は 1 営業日以内に行うこと。

問い合わせは契約期間中に 200 回程度を想定している。

(b) 停電対応

当該業務の対象機器が設置されている東京本部と日本科学未来館のビルは、例年それぞれ 2 月と 12 月に法定電源点検が行われる(実施時期は変わり得る)。これによる停電時に、請負者が持ち込んだ機器に何らかの作業が必要になる可能性がある。その場合は、請負者の負担で適切に対応を行うこと。

(c) ログの調査

当機構担当者からの依頼に基づき、受信しているセキュリティログの調査を行うこと。指定する宛先への通信が、指定する期間に行われていたかどうか、行われていたとしたらいつ、どの送信元からだったかの調査などである。

この調査依頼は月に 2 回程度発生を想定している。



(d) 月次報告会

毎月の 6 営業日以降 10 営業日以内又は当機構担当者と同意した日に、前月の月次報告書を説明する会を開催すること。9 月と 3 月に開催の報告会では改善提案書についても説明すること。報告会の質疑応答の内容は議事録を作成し、報告会の 3 営業日後までに当機構担当者に送付すること。

エ 請負業務の引継ぎ

(ア) 現行請負者又は当機構からの引継ぎ

当機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、適切に引継ぎが行われているかを監督し引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行請負者又は当機構から業務の引継ぎを受けるものとする。引継ぎ期間は本業務開始日前の 3 ヶ月を想定している。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費のうち、現行請負者に発生した経費は現行請負者の負担、JST に発生した経費は JST の負担、引継ぎを受ける請負者に発生した経費は引継ぎを受ける請負者の負担とする。

(イ) 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

当機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、適切に引継ぎが行われているかを監督し引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い請負者が変更となる場合には、請負者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費のうち、請負者に発生した経費は請負者の負担、次回請負者に発生した経費は次回請負者の負担とする。

(2) 確保されるべき対象業務の質

ア 業務内容

2(1)イ～エに示す業務を適切に実施すること。

イ サービスレベルの遵守

本業務が目標とするサービスレベルを以下の表 2-2 に示す。内容の詳細は調達仕様書を参照すること。

請負者はこれらの遵守のため、常に各項目を測定、記録し、サービスレベルが適切な範囲に収まっていることを確認すること。下記の目標値は、天災や大規模停電等による障害及び計画停止の場合は除く。

表 2-2 サービスレベル

項目	目標値	内容
納品物の納期遵守	100%納期遵守	納品物の納期遵守率

監視パケット損失	0.01%以下	監視のために送受信されるパケットの損失の割合。月に5分以内の損失
セキュリティログ受信損失	0.01%以下	請負者による分析が行われずに失われたセキュリティログの時間の割合。月に5分以内のログ損失
セキュリティインシデント通知時間	30分以内	セキュリティインシデントを示すログを受信してから当機構担当者に連絡開始するまでの時間
サンドボックスが検出したマルウェアの判断時間	30分以内	サンドボックスのマルウェア検出のログを受信してから独自の判断を完了するまでの時間
セキュリティインシデント発生時の初動対応	30分以内	セキュリティインシデント発生の連絡を当機構担当者にしてから、通信遮断等の対応を行うまでの時間
機器の設定変更依頼から開始までの時間	3時間以内	当機構担当者から依頼を受けて作業を開始するまでの時間
機器のソフトウェアアップデート依頼から開始までの時間	3時間以内	当機構担当者から依頼を受けて作業を開始するまでの時間
IPSのシグネチャリリースからアップデート開始までの時間	1営業日以内	シグネチャのリリースからアップデート作業を開始するまでの時間
セキュリティログ保存損失	少なくとも6ヶ月分の損失0%	保存しているセキュリティログの損失

#### ウ サービスレベルアグリーメントの締結

運用支援の効率化、品質向上及び円滑化を図るため、上記イに示すサービスレベルに対してサービスレベルアグリーメント(以下「SLA」という。)を締結すること。

#### (3) 創意工夫の発揮可能性

請負者は、当該業務のあらゆる面からコスト削減、効率向上、統制/セキュリティ強化等の改善が可能な点を洗い出し、その改善案を改善提案書として半期毎に提出すること。改善案には実施した場合の効果と、実施にかかる費用の概算も記すこと。

#### (4) 契約の形態及び支払

ア 契約の形態は、業務請負契約とする。

イ 当機構は、業務請負契約に基づき、請負者が実施する本業務について、契約の履行に関し、調達仕様書に定めた内容に基づく監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、適正な支払請求書を受領した日から起算して翌月末までに、契約金額を支払うものとする。

#### (5) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウに該当する場合には当機構が負担し、それ以外の法令変更については請負者が負担する。

ア 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

### 3 実施期間に関する事項

業務請負契約の契約期間は、平成 29 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

### 4 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成 28・29・30 年度当機構競争参加資格または全省庁統一資格の「役務の提供等」A 及び B 等級に格付され競争参加資格を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (6) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 単独で対象業務を行えない場合は、又は、単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合は、適正に業務を実施できる入札参加グループを結成し、入札に参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、入札参加資格の全てを満たす者の中から代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、入札参加グループの構成員は、上記(1)から(3)及び(5)から(7)までの資格を満たす必要があり、他の入札参加グループの構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、入札参加グループの代表者及び構成員は、入札参加グループの結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。

(注) 入札参加グループとは

本業務の実施を目的に複数の事業者が組織体を構成し、本業務の入札に参加する者のことを指す。

(9) 別に定める入札説明書に記載の提出期限までに提案書等を提出した者であること。

## 5 入札に参加する者の募集に関する事項

### (1) スケジュール

入札公示：官報公示	平成 29 年 2 月下旬
入札説明会	3 月上旬
質問受付期限	3 月中旬
資料閲覧期限	4 月上旬
提案書提出期限	4 月中旬
提案書の審査	5 月頃
入札書提出期限	5 月下旬頃
開札及び落札予定者の決定 <sup>注3</sup>	6 月上旬頃
契約締結	6 月下旬頃

(なお、現在の運用計画書・手順書等については、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、別に定める入札説明書に記載された手続きを踏まえた上で入札時に閲覧可能である。)

### (2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

#### ア 入札説明後の質問受付

入札公告以降、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、当機構に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び当機構からの回答は別に定める入札説明書に記載された URL に掲載することとする。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

#### イ 入札参加希望届出書

本入札に参加を希望する者は、別に定める入札説明書に記載された期限までに入札参加希望届出書を FAX により提出すること。原本送付は不要。

※ 本届出書未提出の者であっても入札に参加することは可能だが、各種連絡事項の通知は本届出書を提出した者に対してのみ行う場合があるので留意のこと。

#### ウ 提案書等

別添 2 「JST セキュリティ監視運用業務 提案書作成要領」に示した各要求項目について具体的な提案（創意工夫を含む。）を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類

#### エ 参考見積書

形式は指定しない。但し、一式表記は不可とする。項目毎に単価×数量等を示すこと。

#### オ 定価証明書

参考見積書積算において定価の設定がある項目については、人件費単価

証明書、製品定価証明書、料金表等価格の確認できる資料を提出すること。なお、製品単価証明書等に記載する標準価格等は、カタログ標準価格（当該標準価格等がカタログ標準価格以外のものである場合は、当該標準価格等をカタログ標準価格として設定とした場合にカタログ標準価格に含まれるものを含む。以下「カタログ標準価格等」という。）に限定されるものとし、当該製品の設置等に係る費用のうち、通常カタログ標準価格等に含まれない費用は含まないものとする。

カ 入札書

入札金額（契約期間内の全ての請負業務に対する報酬の総額の108分の100に相当する金額）を記載した書類。

キ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類  
ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

ク 競争参加資格審査結果通知書の写し

平成28・29・30年度当機構競争参加資格または全省庁統一資格の「役務の提供等」A及びB等級に格付けされた競争参加資格を有する者であることを証明する審査結果通知書の写し

ケ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類

コ 入札参加グループによる参加の場合は、入札参加グループ内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類

## 6 JST セキュリティ監視運用業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項

以下に本業務を実施する者の決定に関する事項を示す。なお、詳細は別添3「JSTセキュリティ監視運用業務 総合評価基準書（以下「総合評価基準書」という。）」を基本とする。

(1) 評価方法

本業務を実施する者の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、技術の評価に当たっては、入札プロセスの中立性、公正性等を確保するため、当機構のCIOに意見を聴くものとする。

また、総合評価は、価格点（入札価格の得点）に技術点（総合評価基準書による加点）を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

価格点と技術点の配分

価格点の配分：技術点の配分 = 1：1

総合評価点 = 価格点（920点満点）+ 技術点（920点満点）
----------------------------------

(2) 合否決定方法

提出された提案書に記載された内容が、別添3「総合評価基準書」の評価項目において必須項目と定められた要求要件を全て満たしている場合に「合

格」とし、一つでも欠ける場合は「不合格」とする。

### (3) 総合評価点

ア 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) \times 920 \text{点}$$

イ 技術点の評価は以下のとおりとする。

- (ア) 全ての仕様を満たし、「合格」したものに「基礎点」として230点与える。
- (イ) 「合格」した提案書について、総合評価基準書に基づき、総合評価委員会の委員ごとに加点部分の評価を行う。各委員の評価結果を委員会で確認し、事実誤認等があれば各委員において訂正する。なお、各委員が行う加点部分の評価は、以下の評価基準及び得点に基づき点数化する。確定した各委員の採点結果の平均値（小数点以下切り捨て）を算出し、「加点」とする。

#### 評価基準及び得点

評価	評価基準	得点
S	実績の場合は、A評価を満たし、かつ、記載された根拠が本業務の効果的・効率的な実施に資すると判断できるものであること。 提案の場合は、A評価を満たし、かつ、その実効性、有効性が優れておりその根拠が客観的に示されていること。	配点×1.0
A	実績の場合は、B評価を満たし、かつ、それが本業務の効果的・効率的な実施に資する根拠が記載されていること。 提案の場合は、B評価を満たし、かつ、その手順や方法等がより具体的（実効性、有効性等の根拠を含む）であること。	配点×0.7
B	評価の観点に示した内容が記載されている。	配点×0.3
C	評価の観点に示した内容が記載されていない。	配点×0

(ウ) 「基礎点」と「加点」の合計点を「技術点」とする。

$$\text{技術点} = \text{基礎点 (230点)} + \text{加点 (690点満点)}$$

### (4) 落札者の決定

ア 総合評価基準書に示す全ての要求要件を満たし、入札者の入札価格が当

機構が作成した予定価格の制限の範囲内であり、かつ、「総合評価落札方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は当機構の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

- イ 調査の結果、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第1項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。

（会計法第29条の6第1項ただし書き抜粋）

相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

- ウ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、抽選で落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わって抽選を行い、落札者を決定するものとする。

- エ 契約担当官等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。ただし、上記イにより落札者を決定する場合には別に書面で通知する。なお、当機構では総合評価方式（加算方式）において、総合評価点の内訳は公表していないため予め了承のこと。

#### (5) 落札決定の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当官等が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

- ア 落札者が、契約担当官等から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合

- イ 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳書を記載させる場合がある。内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなすため、内訳金額の補正を求められた入札者は、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

#### (6) 落札者が決定しなかった場合の措置

初回の開札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、初度の入札に参加しなかった者及び初度の入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとし、入札を辞退した者及び無効入札者は退席するものとする。初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本



業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告するとともに公表するものとする。

## 7 JST セキュリティ監視運用業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

### (1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙 1 「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ア 従来の実施に要した経費
- イ 従来の実施に要した施設及び設備

### (2) 資料の閲覧

対象業務に関して、以下の情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続を踏まえた上で入札時に閲覧可能とする。

- ア 従来の実施に要した人員（運用計画書に記載あり）
- イ 従来の実施における目標の達成の程度（運用報告書に記載あり）
- ウ 従来の実施方法（運用手順書に記載あり）

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、当機構は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

## 8 JST セキュリティ監視運用業務の請負業者に使用させることができる当機構の施設・設備等に関する事項

### (1) 当機構の施設・設備等の使用

請負者は、当機構と協議し承認された本業務の遂行に必要な当機構の施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用する事ができる。

### (2) 使用制限

- ア 請負者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。
- イ 請負者は、あらかじめ当機構と協議した上で、当機構の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に運用管理業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。
- ウ 請負者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。
- エ 請負者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、請負者の責任と負担において速や

かに復旧するものとする。

## 9 JST セキュリティ監視運用業務請負者が、当機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項

### (1) 本業務請負者が当機構に報告すべき事項、当機構の指示により講じるべき措置

#### ア 報告等

- (ア) 請負者は、調達仕様書に規定する業務を実施したときは、当該調達仕様書に基づく各種報告書を当機構に提出しなければならない。
- (イ) 請負者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当機構に報告するものとし、当機構と請負者が協議するものとする。
- (ウ) 請負者は、契約期間中において、(イ)以外であっても、必要に応じて当機構から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

#### イ 調査

- (ア) 当機構は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は当機構の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- (イ) 立入検査をする当機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

#### ウ 指示

当機構は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

### (2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

ア 請負者は、本業務の実施に際して知り得た当機構の情報等（公知の事実等を除く）を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。

イ 請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を当機構が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ 請負者は、当機構から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成 16 年 9 月 14 日総管情第 85 号総務省行政管理局長通知）、当機構の個人情報保護規則等に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 請負者は、以下の情報セキュリティ管理事項を遵守すること。

(ア) 当機構の「情報セキュリティポリシー(情報セキュリティ規程及び関連例規、情報セキュリティ手引書、情報システムセキュリティ管理手順書(ガイドライン))」「JST システム運用・保守管理ガイドライン」に準拠し、当該業務を実施すること。これらの資料は、入札時に入札説明書記載の方法に従い申し込むことによって応札を希望する事業者に開示する。

(イ) 当機構の情報セキュリティポリシーに則り、当該業務にかかる「情報システムセキュリティ管理手順書」を作成して、適宜修正・更新を行うこと

(ロ) 情報データの管理台帳を作成し、情報データのライフサイクルをトレースすること。

(ハ) セキュリティ管理責任者を設定し、責任・権限を明確化すること。

オ アからエまでのほか、当機構は、請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

### (3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

ア 請負業務開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当機構の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 権利義務の帰属等

(ア)本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(イ)請負者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当機構の承認を受けなければならない。

エ 瑕疵担保責任

- (ア) 当機構は、成果物の引渡し後に発見された瑕疵について、引渡し後 1 年間は、請負者に補修を請求できるものとし、補修に必要な費用は、全て請負者の負担とする。
- (イ) 成果物の瑕疵が請負者の責に帰すべき事由によるものである場合は、当機構は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

#### オ 再委託

- (ア) 請負者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (イ) 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。
- (ウ) 請負者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、事前に書面により当機構の承認を受けなければならない。
- (エ) 請負者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、請負者が当機構に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前項「(2)秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3)契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。
- (オ) (イ)から(エ)までに基づき、請負者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

#### カ 契約内容の変更

当機構及び請負者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

#### キ 機器設定変更等の際における民間事業者への措置

実施期間中、以下のことがあり得る。これらの変更があったとしても、請負者はサービスレベルを落とすこと無く継続的に当該業務を遂行すること。ただしそれらにより請負者の設備や体制等に増強等が必要である場合は、当機構と請負者が協議して契約を変更することができる。

- (ア) 当該業務対象機器の設定変更、機能の追加あるいは削除、ソフトウェアのバージョン変更、機種の変更、何らかの原因によりログが著しく

増大したとき

- (イ) 機器の追加/撤去を含むネットワーク構成の物理的/論理的な変更が生じるとき
- (ロ) セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じたとき
- (エ) 当機構の組織変更や人員増減に伴う利用者数の変動等により業務量に著しい変動が生じたとき

#### ク 契約の解除

当機構は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、請負者は当機構に対して、契約金額から消費税及び地方消費税を差し引いた金額の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当機構の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、請負者は、当機構との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

- (ア) 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号に該当するとき。
- (イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
- (ロ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
- (エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。
- (オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

#### ケ 談合等不正行為

請負者は、談合等の不正行為に関して、当機構が定める「談合等の不正行為に関する契約一般条項」に従うものとする。

#### コ 損害賠償

請負者は、本業務の実施に当たり当機構に損害を与えたときは、当機構に対し、その損害について賠償する責任を負う。ただし、当該損害が当機構の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。また、当機構は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、当機構から請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

#### サ 不可抗力免責・危険負担

当機構及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当機構が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

シ 金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

ス 宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

セ 法令の遵守

請負者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

ソ 安全衛生

請負者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

タ 記録及び帳簿類の保管

請負者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

チ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当機構と請負者との間で協議して解決する。

## 10 JST セキュリティ監視運用業務請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当機構が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当機構は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、当機構が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 請負者が民法（明治29年法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当機構の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は当機構に対し、当該第三者に

支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

## 11 JST セキュリティ監視運用業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

- (1) 本業務の実施状況に関する調査の時期  
当機構は、本業務の実施状況について、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成30年12月を予定）を踏まえ、本業務開始後、毎年12月に状況を調査する。
- (2) 調査項目及び実施方法  
表2-2に示したサービスレベルの各項目について、請負者から提出される月次報告書及び請負者が開催する月次報告会により調査を行う。
- (3) 意見聴取等  
当機構は、必要に応じ、本業務請負者から意見の聴取を行うことができるものとする。
- (4) 実施状況等の提出時期  
当機構は、平成30年12月を目途として、本業務の実施状況等を内閣総理大臣及び監理委員会へ提出する。  
なお、調査報告を内閣総理大臣及び監理委員会に提出するに当たり、CIO補佐官及び外部有識者の意見を聴くものとする。

## 12 その他業務の実施に関し必要な事項

- (1) JSTセキュリティ監視運用業務の実施状況等の監理委員会への報告  
当機構は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。
- (2) 当機構の監督体制  
本契約に係る監督は、主管部署自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。  
本業務の実施状況に係る監督責任者は以下のとおり。  
業務に係る監督責任者：業務・システム部長  
契約に係る監督責任者：契約部長
- (3) 本業務請負者の責務
  - ア 本業務に従事する請負者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
  - イ 請負者は、法第54条の規定に該当する場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
  - ウ 請負者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処

されることとなる。なお、法第56条により。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

エ 請負者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当機構に通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

#### (4) 著作権

ア 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを当機構に無償で譲渡するものとする。

イ 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、当機構が承認した場合は、この限りではない。

ウ ア及びイに関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「請負者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該請負者著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

#### (5) JSTセキュリティ監視運用業務の調達仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、調達仕様書に示すとおりである。



## 従来の実施状況に関する情報の開示(案)

## 1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		平成26年度(10月～3月)	平成27年度(4月～3月)	平成28年度(4月～3月)
人件費	常勤職員	—	—	—
	非常勤職員	—	—	—
物件費		—	—	—
請負費等	役務	27,743,000	48,511,404	84,700,000
	機器・回線等料	—	—	—
	その他	—	—	—
計(a)		27,743,000	48,511,404	84,700,000
参考値	減価償却費	—	—	—
	退職給付費用	—	—	—
(b)	間接部門費	—	—	—
(a)+(b)		27,743,000	48,511,404	84,700,000

(注記事項)

国立研究開発法人科学技術振興機構(以下、「当機構」という。)では、民間競争入札の対象であるJSTセキュリティ運用監視業務(以下、「当該業務」という)を請負契約により実施している。  
 平成26年度は、平成26年10月から平成27年3月までの契約額(税抜)である。  
 平成27年度は、平成27年4月から平成28年3月までの契約額(税抜)である。  
 平成28年度は、平成28年4月から平成29年3月までの契約額(税抜)である。  
 平成28年度の増額は、ログ監視対象セキュリティ機器の追加、特に重要なセキュリティインシデントへの駆けつけ対応追加、インシデント発生時の対応操作対象機器の追加によるものである。  
 請負契約のため、費用の詳細な内訳の開示は受けられない。

## 2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

		平成26年度(10月～3月)	平成27年度(4月～3月)	平成28年度(4月～9月)										
(請負者における当該業務従事者)														
当機構のセキュリティ対応状況に関連する情報のため非公開。民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、入札公告時に入札説明書記載の方法に従い申し込むことによって閲覧可能。														
(業務従事者に求められる知識・経験等)														
当該業務を実施する組織・部門には、下記のいずれかの資格を持つ者が在籍しており、体制に含まれているか又は組織・部門として資格を取得していること。														
<ul style="list-style-type: none"> <li>PMI(Project Management Institute)認定PMP(Project Management Professional)</li> <li>情報処理推進機構認定プロジェクトマネージャ</li> <li>ITIL Foundation Certificate in IT Service Management</li> </ul>														
セキュリティ監視を行う要員には下記の資格のいずれかを有する者が含まれていること。														
<ul style="list-style-type: none"> <li>G CIA(GCIA Certified Intrusion Analyst)</li> <li>CISSP(Certified Information Systems Security Professional)</li> </ul>														
(平成26年度)														
作業項目	回数 時間(h)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
当機構のセキュリティ対応状況に関連する情報のため非公開。民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、入札公告時に入札説明書記載の方法に従い申し込むことによって閲覧可能。														
(平成27年度)														
作業項目	回数 時間(h)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
当機構のセキュリティ対応状況に関連する情報のため非公開。民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、入札公告時に入札説明書記載の方法に従い申し込むことによって閲覧可能。														

(平成28年度)														
作業項目	回数 時間(h)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
当機構のセキュリティ対応状況に関連する情報のため非公開。民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、入札公告時に入札説明書記載の方法に従い申し込むことによって閲覧可能。														
(注記事項)														

<b>3 従来の実施に要した施設及び設備</b>	
<p>当機構</p> <p>【施設】 施設名称: 当機構内 使用場所: 当該業務対象機器の設置場所(オンサイト作業時のみ)</p> <p>【設備】 当機構貸与 当該業務対象機器の設置場所に入るためのカード</p> <p>請負者が用意するもの</p> <p>【施設】 当該業務実施場所(当該業務はリモート作業である)</p> <p>【設備】 監視機器、セキュリティログを収集・分析する機器、運用対象機器を操作する機器、請負者と当機構との間の接続回線・接続機器(請負者と当機構側の両端)、当該業務に使用するソフトウェア・ツール等。</p> <p>外部拠点 (外部拠点があれば記載するか、別紙○としてつけること) 外部拠点に設置されているセキュリティ機器に関する情報を含むネットワーク構成図は、入札公告時に入札説明書 記載の方法に従い申し込むことによって応札を希望する事業者に開示する。</p>	

<b>4 従来の実施における目的の達成の程度</b>						
	平成26年度(10月～3月)		平成27年度(4月～3月)		平成28年度(4月～9月)	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
当機構のセキュリティ対応状況に関連する情報のため非公開。民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、入札公告時に入札説明書記載の方法に従い申し込むことによって閲覧可能。						
(注記事項)						

<b>5 従来の実施方法等</b>	
従来の実施方法(業務フロー図等)	
<p>実施要項「2.(1)ウ 対象業務の内容」に示すとおり。より詳細に記載された運用手順書は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、入札公告時に入札説明書記載の方法に従い申し込むことによって閲覧可能。</p>	
(注記事項)	

# JST セキュリティ監視運用業務 調達仕様書（案）

平成28年11月  
国立研究開発法人科学技術振興機構

## 目次

I	発注要件	3
I.A	発注内容	3
I.A.1	案件名	3
I.A.2	発注概要	3
I.A.3	用語定義	3
I.B	発注条件	4
I.B.1	契約期間	4
I.B.2	選定条件	4
I.B.3	言語	5
I.B.4	業務実施場所	5
I.B.5	貸与品	6
I.B.6	当該業務環境・ツール等	6
I.C	当該業務条件	6
I.C.1	工程・課題管理	6
I.C.2	連絡体制	6
I.C.3	変更への対応	7
I.D	納品・検収要件	7
I.D.1	納品物	7
I.D.2	納品日	8
I.D.3	納入場所・担当者	9
I.D.4	検収	9
I.E	その他前提条件	9
I.E.1	再委託	9
I.E.2	要員の準備	10
I.E.3	要員の交代	10
I.E.4	引継ぎ	10
II	当該業務要件	10
II.A	当該業務概要	10
II.A.1	本案件の目的	10
II.A.2	当該業務範囲	11
II.B	当該業務環境	13
II.B.1	当該業務環境における条件	13
II.B.2	回線	13
II.B.3	JST 内への機器設置	14

II.C	当該業務内容.....	14
II.C.1	監視.....	14
II.C.2	セキュリティ監視.....	15
II.C.3	運用.....	16
II.C.4	納品物の作成.....	18
II.C.5	その他.....	19
III	サービスレベル及びその他の要件.....	21
III.A	サービスレベル.....	21
III.B	セキュリティ要件.....	22
III.B.1	要求事項.....	22
III.B.2	管理対象.....	22
III.B.3	管理全般.....	22
III.B.4	セキュリティ管理内容.....	23
III.B.5	守秘義務.....	24
III.B.6	監査.....	25

## I 発注要件

### I.A 発注内容

#### I.A.1 案件名

JST セキュリティ監視運用業務

Monitoring, Managing and Operating Security Devices

#### I.A.2 発注概要

本案件は、国立研究開発法人科学技術振興機構の総合的なセキュリティ対策のため、セキュリティ機器、ネットワーク機器、接続回線のセキュリティ監視とセキュリティインシデント対応、及び機器の稼働監視と運用業務を調達するものである。

#### I.A.3 用語定義

JST

国立研究開発法人科学技術振興機構の略称

当該業務

本仕様書に定める業務

JST 担当者

当該業務に関する JST 側の担当者

請負者

本案件を受注した業者。再委託を行っている場合は再委託先も含む

監視

当該業務のうち、機器の稼働や性能を監視する業務。請負者はそれらに関して定期的な報告を行う他、異常が認められた場合には JST 担当者に連絡等を行う。詳細は後述する

セキュリティログ

セキュリティ機器が出力するログ。「II.C.2.①セキュリティログの監視」に列挙しているログ

セキュリティ監視

当該業務のうち、セキュリティログを受信、分析する業務。請負者はそれらに関して定期的な報告を行う他、異常が認められた場合には JST 担当者に連絡等を行い、必要に応じてインシデント対応を行う。詳細は後述する

運用

当該業務のうち、機器の設定変更、ソフトウェアのアップデート、障害発生時の適切な対応等を行う業務。請負者はそれらの実施と実績に関する定期的な報告を行う

監視対象機器

監視の対象となる機器

セキュリティ監視機器

セキュリティ監視の対象となるセキュリティログを出力している機器

運用対象機器

運用の対象となる機器

端末

JST 内の業務で用いている OA 用 PC、サーバ

平日

日本の祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く月曜日から金曜日

営業日

営業日は平日を数えるものとする。例：金曜日の翌営業日は月曜日

セキュリティインシデント

請負者がセキュリティ監視の結果発見した、又は JST 担当者が申告したセキュリティ上の事案のうち、対応を必要とするもの。詳細は後述する

## I.B 発注条件

### I.B.1 契約期間

契約期間は平成 29 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

請負者は上記期間開始から遅滞無く本書で定めるサービスレベルで当該業務ができるよう体制と環境を構築すること。

### I.B.2 選定条件

請負者は次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 請負者は契約期間中 24 時間常時複数名による監視、セキュリティ監視が可能な体制(人員、設備等)があること。監視要員の人数、保有スキル、交代スケジュールは適切であること。
- (イ) 請負者はセキュリティ監視機器又は同等の製品について、そのログを監視する業務の受注実績があること。
- (ウ) 請負者は運用対象機器又は同等の製品について、設定変更及びアップデート等の作業の受注実績があること。
- (エ) 請負者は JST のインターネット接続環境に使用しているプロトコル(BGP, OSPF, STP)、VLAN を使用したネットワークの運用について受注実績があること。特に BGP プロトコルによるマルチホーム接続を用いたインターネット接続の運用業務を受注した実績があること。
- (オ) 請負者の当該業務を実施する組織・部門は ISO9001 に準拠、又は同等の品質管理を実施していること。同等の品質管理とは、品質管理方針、品質管理体制が制定され、文書管理、記録の管理などについて、文書化された手順により実行されている

こと及び内部監査を実施していることを言う。

(カ) 請負者の当該業務を実施する組織・部門は ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 に準拠した管理、又は同等の情報セキュリティ管理を実施していること。同等の情報セキュリティ管理を実施しているとは、情報セキュリティ方針、情報セキュリティ管理体制が制定され、リスクアセスメント、リスクアセスメントに基づく管理策、内部監査、教育が実施されていることを言う。

(キ) 請負者のセキュリティ監視を行う要員にはセキュリティの専門家が含まれていること。専門家であるとは、下記の資格のいずれかを有することを指す。

- ・ GCIA(GCIA Certified Intrusion Analyst)
- ・ CISSP(Certified Information Systems Security Professional)

(ク) 請負者の当該業務を実施する組織・部門には、下記のいずれかの資格を持つ者が在籍しており、体制に含まれているか又は組織・部門として資格を取得していること。

- ・ PMI(Project Management Institute) 認定 PMP(Project Management Professional)
- ・ 情報処理推進機構認定プロジェクトマネージャ
- ・ ITIL Foundation Certificate in IT Service Management

(ケ) 請負者は常に最新のセキュリティ関連情報を世界中から収集していること。収集した情報を当該業務で活用できる体制を確立していること。

### I.B.3 言語

請負者は JST 担当者への連絡を日本語で行うこと。納品物の報告書等も日本語で作成すること。ただし、システムの生成される日次の報告書等は英語でもよい。その場合であっても、請負者は JST 担当者からの求めがあれば、その内容について日本語で解説すること。

### I.B.4 業務実施場所

当該業務はリモート作業とする。請負者が当該業務を行う場所は、原則として請負者の負担で用意すること。ただし、必要に応じオンサイトでの作業はあり得る。JST のサーバ室への入室の際には、入退室記録等の手順に従うこと。

当該業務対象機器の設置場所は 2 箇所あり、それぞれ下記の通り。会議等の開催場所は、原則として東京本部とする。

[東京本部]

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3

国立研究開発法人科学技術振興機構 東京本部

[日本科学未来館]

〒135-0064



### **I.B.5 貸与品**

請負者には必要に応じ次のものを貸与する。請負者は貸与品の管理責任者を定め、紛失や破損の無いよう留意すること。万一、紛失等が発生した場合は、速やかに JST 担当者に報告し、指示に従うこと。第三者への貸与は禁ずる。

契約満了時、又は不要になった場合は速やかに返却すること。電子データは全て消去すること。

- ・ 当該業務対象機器の設置場所に入館するためのカード
- ・ 当該業務対象機器に関する設計書等の資料及び設定情報、ログデータのサンプル等
- ・ 情報セキュリティ規程及び関連規則
- ・ システム運用・保守管理ガイドライン
- ・ 情報システムセキュリティ管理手順書(ガイドライン)

### **I.B.6 当該業務環境・ツール等**

当該業務に使用する請負者側の環境(監視機器、セキュリティログを収集・分析する機器、運用対象機器を操作する機器)、請負者と JST との間の接続回線・接続機器(請負者側と JST 側の両端)、及び当該業務に使用するソフトウェア、ツール等は、請負者の負担で用意すること。セキュリティログは少なくとも 6 ヶ月前にさかのぼって調査が可能なように、JST にあるものとは別に請負者の環境にも保存すること。

これらの準備にかかる費用は初期費用として月額費用とは分けて計上すること。

## **I.C 当該業務条件**

### **I.C.1 工程・課題管理**

請負者は計画書等に従い確実に当該業務を実施し、その実績を定量的に記録すること。記録を行う作業単位は、工数と実績を評価する上で適切であること。請負者はこの記録に基づき、必要であれば要員の増員、配置の変更等を適切に計画すること。

当該業務遂行中に発生した課題については課題管理表を作成し、課題の内容、発生日、完了日、対応者、対応結果等を記録すること。業務遂行に支障をきたす重大な課題、懸念等が発生した場合は、速やかに JST 担当者に報告すること。

### **I.C.2 連絡体制**

請負者は 24 時間 365 日当該業務を実施するための体制を整えること。JST 担当者からのインシデント発生の申告、問い合わせ等を受け付ける連絡窓口を設けること。

請負者がインシデント発生時等に連絡する JST 担当者の連絡先は受注後に開示する。

連絡先は優先度を付けた複数の電話番号とメールアドレスを含めたリストである。請負者は連絡が必要である場合は、そのリストに従い連絡を実施すること。電話での場合は、連絡が取れるまで少なくともリスト中の電話番号に 2 巡は連絡を試みる。なお、インシデント発生を検知した機器、平日と休日、日中と夜間などでリストの内容を変更することがあり得る。

### I.C.3 変更への対応

契約期間中、全ての当該業務の対象となる機器で設定の変更、機能の追加あるいは削除、ソフトウェアのバージョン変更、機種の変更、何らかの原因によるログの増大があり得る。又は機器の追加/撤去を含むネットワーク構成の物理的/論理的な変更を行う可能性もある。請負者はこれらの変更があったとしても、サービスレベルを落とすこと無く継続的に当該業務を遂行すること。それらにより請負者の設備や体制等に増強等が必要である場合は、JST 担当者と協議すること。

## I.D 納品・検収要件

### I.D.1 納品物

請負者は下記①～⑥に定める報告書等を所定の期日までに納品すること。

納品形態が電子データと指定されているものは、基本的には指定する宛先への電子メールでの送付とするが、JST 担当者が認めた場合は、請負者が用意した Web サイトへの掲載としてもよい。Web サイトによる納品の場合は、JST 担当者以外が閲覧することができないよう、適切な認証、暗号化の仕組みを盛り込むこと。その仕組みの妥当性については、事前に JST 担当者の了承を得ること。

電子データ又は CD-R として納める電子ファイルは、内容の変更が可能な形式にすること。電子ファイルを納めた納品物には案件名、納品日、電子媒体の記録形式、作成したソフトウェア及びバージョンを明記すること。

電子データ、電子ファイルについては、納品時点における最新のパターンファイルを実装したコンピュータウイルス検知ソフトウェアによるチェック実施後に納品すること。

#### ① 受注時、随時納品物

項番	納品物	納品形態	部数
1	計画書	電子データ、書類	各 1
2	情報システムセキュリティ管理手順書	電子データ、書類	各 1

#### ② 当該業務開始前納品物

項番	納品物	納品形態	部数
----	-----	------	----

1	運用手順書	電子データ、書類	各 1
---	-------	----------	-----

③ 日次納品物

項番	納品物	納品形態	部数
1	日次報告書	電子データ	1

④ 月次納品物

項番	納品物	納品形態	部数
1	月次報告書	電子データ、書類	各 1

⑤ 半期納品物

項番	納品物	納品形態	部数
1	改善提案書	書類、CD-R	各 1

⑥ 年次納品物

項番	納品物	納品形態	部数
1	年次報告書	書類、CD-R	各 1
2	(必要に応じて修正済みの)計画書	電子データ、CD-R	各 1
3	(必要に応じて修正済みの)運用手順書	電子データ、CD-R	各 1

## I.D.2 納品日

請負者は各納品物を次に指定する期日までに納品すること。

① 受注時、随時納品物

受注日の翌営業日から起算して 5 営業日以内とする。ただし、契約期間中に変更があった場合は、更新版を随時納め、JST 担当者の承認を得ること。

② 当該業務開始前納品物

当該業務開始の 5 営業日前までとする。

③ 日次納品物

日本時間で当該日の翌日午前中までとする。ただし、請負者が希望すれば、送付は平日のみでも可とする。その場合は、本来休日に送付されるべきだった分については直後の営業日の午前中に送付すること。

④ 月次納品物

日本時間で当該月の翌月の 5 営業日までとする。

⑤ 半期納品物

9 月末と 3 月末までとする。

⑥ 年次納品物

3月末までとする。

### I.D.3 納入場所・担当者

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3

国立研究開発法人科学技術振興機構 業務・システム部

送付先の電子メールアドレスは受注後に開示する。

### I.D.4 検収

JST 担当者による納品物の承認をもって検収完了とする。

承認の条件は下記のとおり。

- ① 当該業務が計画通り行われていること
- ② 報告書の形式および内容が正しいこと。
- ③ 全ての納品物について、指定の媒体、数量、形式で提出していること。
- ④ 全ての納品物について、記載内容および情報が妥当であること。
- ⑤ 計画された当該業務が全て実施され、実績報告がなされていること。

なお、JST 担当者が納品物を検査し、内容について修正・追加等の指示を行った場合は、速やかに対応し再納品しなければならない。

## I.E その他前提条件

### I.E.1 再委託

- ① 請負者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- ② 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。
- ③ 請負者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、事前に JST の承認を受けなければならない。
- ④ 請負者は、②又は③により再委託を行う場合には、請負者が JST に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。
- ⑤ ②から④までに基づき、請負者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

## **I.E.2 要員の準備**

当該業務開始にあたり業務が円滑に進められるよう、請負者の各要員は当該業務に必要な知識と技術の習得、運用手順書の熟知に努めること。

## **I.E.3 要員の交代**

請負者側の都合により要員を交代する必要がある場合は、JST に対して事前に通知するとともに、交代要員は十分な業務引継ぎを行い、滞りなく業務を遂行すること。また、計画書に記載している体制を修正すること。

## **I.E.4 引継ぎ**

### **(ア) 現行請負者又は JST からの引継ぎ**

JST は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、適切に引継ぎが行われているかを監督し引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行請負者又は JST から業務の引継ぎを受けるものとする。引継ぎ期間は本業務開始日前の 3 ヶ月を想定している。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費のうち、現行請負者に発生した経費は現行請負者の負担、JST に発生した経費は JST の負担、引継ぎを受ける請負者に発生した経費は引継ぎを受ける請負者の負担とする。

関連分析に用いた分析ルール等も請負者への引継ぎの対象とする。

### **(イ) 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ**

JST は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、適切に引継ぎが行われているかを監督し引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い請負者が変更となる場合には、請負者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費のうち、請負者に発生した経費は請負者の負担、次回請負者に発生した経費は次回請負者の負担とする。

関連分析に用いた分析ルール等も次回請負者への引継ぎの対象とする。

## **II 当該業務要件**

### **II.A 当該業務概要**

#### **II.A.1 本案件の目的**

JST のネットワーク環境は、ルータ、スイッチングハブ等のネットワーク機器と、IPS、

ファイアウォール、WAF等のセキュリティ機器、及びサーバ類、端末で構成されている。

JSTの主な事業はインターネットを通じて情報発信を行っていることから、インターネット接続環境は24時間安定稼動する必要がある。

また、JST中期目標には「政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。」とあり、外部からのサーバへの攻撃や、端末への標的型攻撃など、様々な脅威への対応や、24時間のセキュリティ機器のログ監視とセキュリティインシデントが発生した際の速やかな対応が求められている。

これらを総合的に解決するため、インターネット接続環境及びセキュリティ機器等の監視を行い、問題が発生した場合の速やかなインシデント対応が可能な環境と体制を整える。

## II.A.2 当該業務範囲

本業務の概要を図1に、当該業務対象機器を表1(a)と表1(b)に示す。表に記載の通り、当該業務対象機器は大きく東京本部所属のものと日本科学未来館所属のものに分かれている。請負者はそれぞれのログを適切に収集できるよう収集用機器や回線を設計、構築すること。

各機器の機種、ハードウェア構成、設定、ログの取得方法等は、入札前は所定の手続きに沿って申請を行った応札予定者に対し一部をマスクした上で、開札後には秘密保持契約締結後に請負者にマスクしていないものを開示する。

未登録デバイス通信遮断機器管理サーバは、監視及びセキュリティ監視対象では無く、通常は運用も必要無いが「II.C.2.③セキュリティインシデントへの対応」で設定作業を行う場合がある。

なお、使用しているネットワークプロトコルのアドレスファミリーはIPv4のみである。

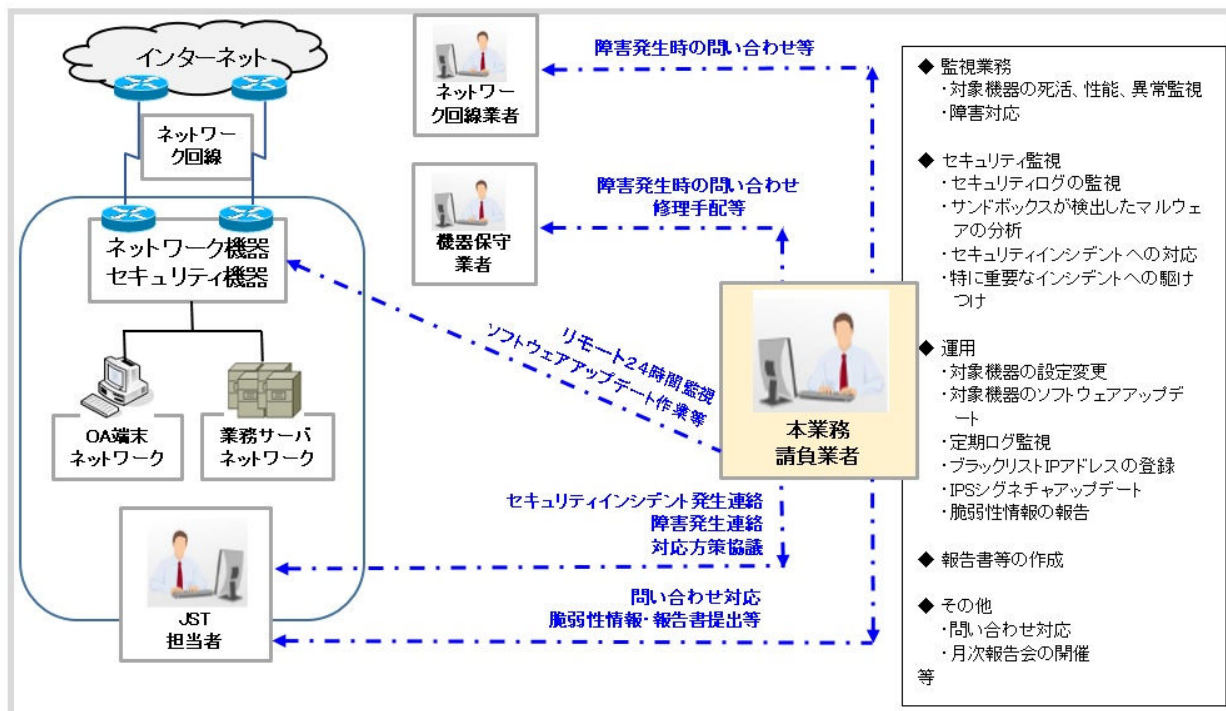


図 1. 業務概要図

表 1. 当該業務対象機器

(a) 東京本部

機器名称	台数	監視対象機器	セキュリティ監視対象機器	運用対象機器
ルータ	2台	○		○
L3 スイッチ	2台	○		○
L2 スイッチ	8台	○		○
IPS	2台	○	○	○
IPS 管理サーバ	1台	○		○
ファイアウォール	4台	△ (※1)	○ (※1)	△ (※1)
WAF	2台		○	
アンチウイルスソフトウェア管理サーバ	2台		○	
認証サーバ	4台		○	
未登録デバイス通信遮断機器管理サーバ	1台			△ (※2)

(※1) 監視及び運用対象は、4台のうちOA 端末ネットワークに接続されている2台のみ。残りの2台は業務サーバネットワークに接続されており、監視及び運用

用は別途行っている。

セキュリティ監視は 4 台すべてを対象とする。機器が出力するログを受信しセキュリティ監視を行うこと。

監視業務、セキュリティ監視業務、運用業務の内容については、「II.C 当該業務内容」を参照のこと。

(※2) セキュリティインシデント発生時等の緊急対応のみである。

#### (b) 日本科学未来館

機器名称	台数	監視対象機器	セキュリティ監視対象機器	運用対象機器
ファイアウォール	2 台		○	○ (※3)

(※3) ブラックリスト IP アドレスの登録のみである。

## II.B 当該業務環境

### II.B.1 当該業務環境における条件

請負者の当該業務環境は「III.A サービスレベル」に定めるサービスレベルを保証できる構成とすること。

請負者の当該業務環境が、JST 以外の受注先と環境を共有する場合は、JST 用の機器と JST 以外用の機器は物理的、又は論理的に分離し、JST と他組織との間で請負者を介した通信、情報の移動ができないようにすること。

請負者は自らの当該業務環境の詳細について、事前に JST 担当者の承認を得ること。

### II.B.2 回線

請負者は請負者の負担で当該業務に用いる回線を用意すること。

回線は 24 時間の監視が可能で、当該業務実施に十分な帯域を有するものとする。 「III.A サービスレベル」に定めるサービスレベルを達成するよう複数回線の敷設、回線切断時の自動迂回の仕事導入などの方策をとること。なお、サービスレベル及びセキュリティを維持した上でインターネットを用いることは可とする。

JST との接続回線は JST 以外への通信に用いてはならない。やむを得ず他用途と共用する場合は論理的に分離し、JST との間で行われるべき通信が他の回線へ漏えいすること及び JST 向け回線に不要な通信が入り込むことを防止する対策を施すこと。インターネットを用いる場合は、適切なアクセス制御、認証、暗号化を設定すること。通信には、あらかじめ JST 担当者が許可した固定 IP アドレス等を用いること。

請負者は利用する回線について、その種別、サービスレベル/セキュリティの担保に関する施策をあらかじめ JST 担当者に開示し承認を得ること。



### II.B.3 JST 内への機器設置

JST 内へ請負者の機器を設置する必要がある場合は、その用途を明確にし、JST 担当者の承認を得た上で行うこと。機器には所有者を明示すること。JST 担当者が機器にセキュリティ対策が必要と認めた場合は、適切な対策を施し、その内容について承認を得ること。

### II.C 当該業務内容

請負者は次の業務を実施すること。

各業務で JST 担当者への連絡を実施した場合は、その日時と連絡した内容を記録すること。その記録を月次報告書に記載すること。

#### II.C.1 監視

監視は全て契約期間中 24 時間体制で実施すること。

##### II.C.1.① 機器の死活監視

監視対象機器が稼動していることを確認すること。基本的に ICMP Echo を使用して実施とするが、他の手段を希望する場合は相談に応じる。1 台の機器の複数インタフェースを監視対象とする場合もある。具体的な対象とその IP アドレス等は、受注後に開示する。

死活監視においては、機器の停止を 5 分以内に検知するように仕組みを構築すること。検知した場合は速やかに指定する連絡先に連絡を行い、JST 担当者の指示に従って「II.C.1.④障害対応」を進めること。

##### II.C.1.② 機器の性能監視

監視対象機器の性能情報を継続的に収集し、長期的な性能の評価と短期的な問題の検出を行うこと。CPU 使用率、確立中セッション数、トラフィック量、ドロップしたフレーム数などを SNMP のポーリングにより取得し、記録すること。具体的な対象とどのような情報を収集するかは、受注後に開示する。

取得の間隔は基本的に 5 分とすること。そのデータをグラフ等にして月次報告書にまとめること。また、取得したデータが指定する条件(閾値を 3 回連続で上回っていたなど)を満たしていた場合は速やかに指定する連絡先に連絡を行い、JST 担当者の指示に従って「II.C.1.④障害対応」を進めること。

##### II.C.1.③ 機器の異常監視

監視対象機器が想定外の状態になったことをリアルタイムに検出すること。基本的に SNMP Trap を受信し実施することとするが、よりよい方法の提案があれば検討する。検出対象の異常は、インタフェースのダウンや機器の温度異常などである。検出した場合は、速やかに指定する連絡先に連絡を行い、JST 担当者に状況を説明して「II.C.1.④障害対応」を進めること。具体的な対象と監視項目は、受注後に開示する。

#### II.C.1.④ 障害対応

監視により障害を検知した場合は、JST 担当者の指示に従い障害対応を行うこと。機器にログインしての状態の確認、ログの参照、又は回線業者や機器の保守業者への問い合わせなどを行い、原因と影響範囲を特定すること。JST 担当者からの依頼があった場合は、簡単なコマンド(インタフェースの状態変更、再起動など)を実行すること。この部分に関しては「II.C.3.①機器の設定変更」と同様である。ただし、障害対応は時刻に関わらず対応すること。回線業者や機器の保守業者の問い合わせ先は受注後に開示する。

この対応は年に数回程度発生を想定する。

#### II.C.2 セキュリティ監視

セキュリティ監視は契約期間中 24 時間体制で実施すること。

##### II.C.2.① セキュリティログの監視

セキュリティ監視機器が出力する全てのログをリアルタイムに受信、分析し、セキュリティインシデントを検出すること。全てのログとは、東京本部設置機器については以下の全てである。

- ・ IPS が出力する検知したイベントのログ
- ・ ファイアウォールが出力する通過した、又は遮断した通信のログ
- ・ ファイアウォールが出力する IPS 機能、アンチウイルス機能、URL フィルタ機能、サンドボックス機能が検知したイベントのログ
- ・ WAF が出力する公開サーバへの接続ログ
- ・ アンチウイルスソフトウェア管理サーバが出力する検知したマルウェアのログ
- ・ 認証サーバが出力する認証の成否等に関するログ

日本科学未来館設置機器については次である。

- ・ ファイアウォールが出力する通過した、又は遮断した通信のログ
- ・ ファイアウォールが出力する IPS 機能、アンチウイルス機能、URL フィルタ機能、サンドボックス機能が検知したイベントのログ

いずれでも全てのログを監視の対象とすること。部分的とするのは認めない。

請負者はこれらと世界中から収集した最新の脆弱性情報、マルウェア情報、悪意のあるサーバ情報、攻撃者情報、攻撃手法情報を総合し、相関的に分析を行うこと。それにより、機器単一のログを調査するだけではわからない侵入、マルウェアへの感染、改ざん、情報の流出等の攻撃を検出すること。分析に用いるルールを日々更新し、可能な限りゼロデイ攻撃や標的型攻撃といった未知の攻撃も検出すること。ログの上では遮断できている攻撃やマルウェアであっても、それが遮断できなかった攻撃等によって 2 次的に引き起こされた可能性も考慮すること。

攻撃の成功又はその可能性が高い事象を検出した場合は、検出後 30 分以内に JST 担当者に連絡すること。その際は、検出したログの内容、日時、攻撃の種類、確認できてい

る被害、被害又は加害 IP アドレス、推奨する対応等を明確に説明すること。推奨する対応が通信の遮断等である場合は、JST 担当者と協議の上「II.C.2.③セキュリティインシデントへの対応」を実施すること。

#### II.C.2.② サンドボックスが検出したマルウェアの分析

ファイアウォールのサンドボックス機能がマルウェアとして検出したファイルについて、その判定の妥当性を確認すること。サンドボックス機能がファイルを評価した結果は専用の Web サイトで詳細を確認できる。サンドボックス機能が出力したログにマルウェアと判定されたものがあり、かつアンチウイルスソフトにより駆除が行われていない場合は、請負者はその Web サイトを用いて、本当にマルウェアであるかどうかをログ受信後 30 分以内に独自に判断すること。なお、そのサイトではファイル自体のダウンロードも可能であるため、必要であればダウンロードを実施してよい。Web サイトの URL とログインに必要な情報は、受注後に開示する。

サンドボックス機能の判定の通りマルウェアであると判断した場合は「II.C.2.①セキュリティログの監視」と同様に、JST 担当者への連絡を行うこと。マルウェアでは無いと判断し、かつ JST のドメインの公開サーバ上でそのファイルが見つかった場合、ファイアウォールのメーカーに判定変更を要求する手続きを実施すること。この手続きの対象とする JST のドメインと、手続きの詳細は受注後に開示する。

#### II.C.2.③ セキュリティインシデントへの対応

セキュリティインシデント発生時には被害の拡大防止を第 1 に、JST 担当者と協議の上、攻撃者の通信遮断や感染活動抑止のための方策等を実施すること。この対応は、セキュリティインシデント発生の連絡を JST 担当者に行ってから 30 分以内に実施完了すること。基本的にはファイアウォール又は IPS で攻撃者の IP アドレスの通信拒否設定と、未登録デバイス通信遮断機器管理サーバで端末の IP アドレスの通信遮断設定を行うこととする。いずれも受注時にその手順を開示する。これらの対応では不足と考えられる場合は、適切な対応を提案すること。

この対応は、月に 2 回を上限とする。

#### II.C.2.④ 特に重要なインシデントへの駆けつけ

JST 担当者は、特に重要なセキュリティインシデント発生時には請負者に JST 内でのサポートを要請する。請負者はそれに応じ適切なスキルを持った人員 2 名程度を手配して「I.B.4 業務実施場所」に記載の場所でインシデントの調査、被害拡大防止、証拠保全等のサポート業務に従事させること。期間は全員の合計で 64 時間とする。このサポート業務の開始は平日の日中とするが、状況により夜間及び休日におよぶ可能性がある。

この対応は契約期間内に 5 回を上限とする。

### II.C.3 運用

運用は特に指定の無いものは平日 9 時から 18 時の間で実施すること。

### II.C.3.① 機器の設定変更

運用対象機器に対して、インタフェースの状態変更、再起動等の簡単な作業を実施すること。請負者は JST 担当者からの依頼に基づきそれらの作業を実施すること。この作業は依頼を受けてから 3 時間以内(平日 18 時を越える場合は翌営業日の 9 時以降に延ばして考える)又はそれ以降の JST 担当者と合意した時刻に開始すること。作業前には設定のバックアップ等を取得するなど、不測の事態発生時に迅速に復旧できるよう努めること。ログインに必要な情報は受注後に開示する。

この作業は年に数回程度発生する。

### II.C.3.② 機器のソフトウェアアップデート

運用対象機器のファームウェアや管理ソフトウェアのアップデート作業を行うこと。アップデート用ソフトウェアは必要に応じ提供する。請負者は JST 担当者からの依頼に基づき作業を実施すること。この作業は依頼を受けてから 3 時間以内(平日 18 時を越える場合は翌営業日の 9 時以降に延ばして考える)又はそれ以降の JST 担当者と合意した時刻に開始すること。

この作業は年に数回程度発生する。

### II.C.3.③ 定期ログ確認

運用対象機器について、平日の 9 時に各機器のログを確認し、異常又はその兆候を示すものがあれば連絡すること。ログ閲覧の手順は受注後に開示する。

### II.C.3.④ ブラックリスト IP アドレスの登録

請負者が持つ最新の IP アドレス評価情報を基に、各平日に 1 回通信を遮断すべき IP アドレスリストを作成し、それをファイアウォール又は IPS で通信拒否するよう設定すること。また、通信拒否設定が行われているが遮断の必要が無くなった IP アドレスについては、精査した上で週に 1 回設定からの削除を行うこと。通信拒否の設定等の手順は受注後に開示する。

請負者は IP アドレスの評価情報を複数の情報源から得て、それらから適切に遮断すべき又は遮断の必要が無くなった IP アドレスのリストを作成すること。

JST 担当者から IP アドレスの拒否設定削除の依頼があった場合、その IP アドレスの通信先としての危険度を検討し、十分低いと判断した場合はその対応を行うこと。検討した結果に関わらず、その判断の根拠を JST 担当者に説明すること。

### II.C.3.⑤ IPS のシグネチャアップデート

IPS のシグネチャをアップデートし、指定するポリシーに従いブロック等の設定を行うこと。請負者はシグネチャがリリースされた場合、JST 担当者に連絡を行った上でこの作業を実施すること。この作業はシグネチャのリリース後、1 営業日以内に開始すること。アップデート手順及びブロック設定のポリシー等は受注後に開示する。

この作業は月に 2 回程度発生する。

### II.C.3.⑥ 脆弱性情報の報告

指定する運用対象機器のソフトウェアについて広く脆弱性に関する情報を収集し、遅滞無く JST 担当者に報告すること。対象とする運用対象機器のソフトウェアは、所定の手続きに沿って申請を行った応札予定者に開示する。

### II.C.4 納品物の作成

請負者は「I.D 納品・検収要件」に定める通り納品物を納めること。各納品物の内容は次に従うこと。

#### II.C.4.① 計画書

当該業務スケジュール、体制、連絡窓口、会議体等、及び監視、セキュリティ監視、運用方法等を明確に記すこと。体制では責任者を明確にすること。当該業務において有用な資格等を保持している要員については、それを付記すること。再委託を行う場合は「I.E.1 再委託」に定める内容も記すこと。また、作成した計画書、運用手順書、報告書等の作成/更新及び承認等についての文書・記録管理手順と、JST からの貸与品の管理手順も含めること。契約期間中、計画書は適宜修正すること。

#### II.C.4.② 情報システムセキュリティ管理手順書

請負者の当該業務実施環境について、JST の情報セキュリティポリシーに従い管理手順書を作成すること。（「III.B.1 要求事項」）。作成にあたっては、請負者が希望すれば雛形を渡す。

#### II.C.4.③ 運用手順書

実施する運用業務ごとに手順をまとめ提出すること。その内容は JST の文書である「システム運用・保守管理ガイドライン」に準拠すること。契約期間中に運用手順の変更があった場合は、適宜その内容を反映し変更済みのものを契約満了時に納品すること。

#### II.C.4.④ 日次報告書

当該日のセキュリティ監視に関する次の情報を含めること。日次報告書は、東京本部と日本科学未来館の両方の内容で構成したものを作成し、東京本部と日本科学未来館に送付すること。

- ・ セキュリティインシデントが発生している場合はその状況
- ・ 各セキュリティ監視機器が出力したログの統計情報(全ログ件数、ファイアウォールのポリシーによって遮断された通信の上位 10 位以内、IPS で検知しているイベントの上位 10 位以内、WAF が検知しているイベントの上位 10 位以内)
- ・ サンドボックス機能でマルウェアと判定されたファイルがあった場合はその解説（「II.C.2.②サンドボックスが検出したマルウェアの分析」で行った対応、独自に行った判断の根拠、メーカーへの判定変更手続きを行った場合はその状況を含めること）
- ・ アンチウイルスソフトウェアによりマルウェアと判定されたファイルがあった場

合はその解説(検出したマルウェアの種類とその解説、検出した PC 名等、推奨する対応を含めること)

- ・ 特筆すべきログが出力されている場合はその解説(ログの意味、注意を要する理由、推奨する対応を含めること)

#### **II.C.4.⑤ 月次報告書**

当該月の当該業務に関する次の情報を含めること。月次報告書は東京本部と日本科学未来館の両方の内容で構成すること。

- ・ 実施した当該業務の内容とかかった工数
- ・ 課題管理表
- ・ 「II.C.1.②機器の性能監視」で収集した性能データをグラフ等で見やすくしたもの。各監視項目について機器の性能の面からのコメントを付記すること
- ・ 障害が発生した場合は、その発生日時、発生箇所、障害の内容、影響範囲、対応履歴、原因、復旧日時
- ・ サービスレベル報告。「III.A サービスレベル」に定めるサービスレベルと比較し、実績を報告すること。適正な範囲に収まっていない項目については改善計画を立案し、その内容を記すこと
- ・ 当該月の日次報告書の内容をまとめたもの
- ・ 当該月全体でのセキュリティログの統計情報

なお、日次報告書に”推奨される対応”の記載があった場合、それに対して JST がどのように対応をしたか又はしなかったか、対応した結果どうなったかを JST は請負者に通知する。請負者は通知された内容を月次報告書に取り入れること。

#### **II.C.4.⑥ 改善提案書**

当該業務のあらゆる面からコスト削減、効率向上、統制/セキュリティ強化等の改善が可能な点を洗い出し、その改善案を提示すること。改善案には実施した場合の効果と、実施にかかる費用の概算も記すこと。

#### **II.C.4.⑦ 年次報告書**

年度全体でのセキュリティログの統計情報と、年度内月次報告書をまとめたものを含めること。

### **II.C.5 その他**

#### **II.C.5.① 問い合わせ対応**

納品物や当該業務に関すること、及び脆弱性、マルウェア、攻撃者、攻撃手法等のセキュリティに関する JST 担当者からの問い合わせに回答すること。一次回答は 1 営業日以内に行うこと。

問い合わせは契約期間中に 200 回程度を想定している。

#### **II.C.5.② 停電対応**

当該業務の対象機器が設置されている東京本部と日本科学未来館のビルは、例年それぞれ 2 月と 12 月に法定電源点検が行われる(実施時期は変わり得る)。これによる停電時に、請負者が持ち込んだ機器に何らかの作業が必要になる可能性がある。その場合は、請負者の負担で適切に対応を行うこと。

#### **II.C.5.③ ログの調査**

JST 担当者からの依頼に基づき、受信しているセキュリティログの調査を行うこと。指定する宛先への通信が、指定する期間に行われていたかどうか、行われていたとしたらいつ、どの送信元からだったかの調査などである。

この調査依頼は月に 2 回程度発生を想定している。

#### **II.C.5.④ 月次報告会**

毎月の 6 営業日以降 10 営業日以内又は JST 担当者と同意した日に、前月の月次報告書を説明する会を開催すること。9 月と 3 月に開催の報告会では改善提案書についても説明すること。報告会の質疑応答の内容は議事録を作成し、報告会の 3 営業日後までに JST 担当者に送付すること。

### III サービスレベル及びその他の要件

#### III.A サービスレベル

当該業務が目標とするサービスレベルを表2に示す。請負者はこれらの遵守のため、常に各項目を測定、記録し、サービスレベルが適切な範囲に収まっているかを確認すること。下記の目標値は、天災や大規模停電等による障害及び計画停止の場合は除く。

表2. サービスレベル

項目	目標値	内容	業務の詳細
納品物の納期遵守	100%納期遵守	納品物の納期遵守率	I.D 納品・検収要件
監視パケット損失	0.01%以下	監視のために送受信されるパケットの損失の割合。月に5分以内の損失	II.C.1 監視
セキュリティログ受信損失	0.01%以下	請負者による分析が行われずに失われたセキュリティログの時間の割合。月に5分以内のログ損失	II.C.2.①セキュリティログの監視
セキュリティインシデント通知時間	30分以内	セキュリティインシデントを示すログを受信してからJST担当者に連絡開始するまでの時間	II.C.2.①セキュリティログの監視
サンドボックスが検出したマルウェアの判断時間	30分以内	サンドボックスのマルウェア検出のログを受信してから独自の判断を完了するまでの時間	II.C.2.②サンドボックスが検出したマルウェアの分析
セキュリティインシデント発生時の初動対応	30分以内	セキュリティインシデント発生時の連絡をJST担当者にしてから、通信遮断等の対応を行うまでの時間	II.C.2.③セキュリティインシデントへの対応
機器の設定変更依頼から開始までの時間	3時間以内	JST担当者から依頼を受けて作業を開始するまでの時間	II.C.3.①機器の設定変更



機器のソフトウェアアップデート依頼から開始までの時間	3 時間以内	JST 担当者から依頼を受けて作業を開始するまでの時間	II.C.3.②機器のソフトウェアアップデート
IPS のシグネチャリリースからアップデート開始までの時間	1 営業日以内	シグネチャのリリースからアップデート作業を開始するまでの時間	II.C.3.⑤IPS のシグネチャアップデート
セキュリティログ保存損失	少なくとも 6 ヶ月分の損失 0%	保存しているセキュリティログの損失	II.C.5.③ログの調査

### III.B セキュリティ要件

請負者は、以下の情報セキュリティ管理事項を遵守すること。

#### III.B.1 要求事項

- ・ JST の「情報セキュリティポリシー(情報セキュリティ規程及び関連例規、情報セキュリティ手引書、情報システムセキュリティ管理手順書(ガイドライン))」「JST システム運用・保守管理ガイドライン」に準拠し、当該業務を実施すること
- ・ JST の情報セキュリティポリシーに則り、当該業務にかかる「情報システムセキュリティ管理手順書」を作成して、適宜修正・更新を行うこと
- ・ 情報データの管理台帳を作成し、情報データのライフサイクルをトレースすること
- ・ セキュリティ管理責任者を設定し、責任・権限を明確化すること

#### III.B.2 管理対象

- ・ 当該業務の対象機器及びそれらの設定情報
- ・ 請負者(及び再委託者がある場合は再委託者)の監視運用環境
- ・ 要員
- ・ 設備、場所
- ・ ドキュメント類(手順書、マニュアル等)
- ・ 各種台帳
- ・ 業務データ(ログ及び分析結果、課題管理表など)
- ・ 貸与品

#### III.B.3 管理全般

- ・ 管理対象に対し、重要性・情報の区分に応じた管理方法を定めること
- ・ 情報セキュリティ管理についての監視・連絡体制図を JST に提示し、管理が十分遂行できることを証明すること
- ・ 管理の状態を定期的に点検又は監査を実施し、JST に報告すること

- ・ 要員にセキュリティに関する教育等を実施し、管理台帳に記録すること

### III.B.4 セキュリティ管理内容

JST の情報セキュリティポリシー等に準ずること。特に下記事項を確実に実施すること。それぞれの事項についてその内容をあらかじめ又は変更時に JST に開示し、了承を得ること。

#### ① 変更管理

設定変更等の作業は、定められた要員のみが実施すること。変更管理表を作成し、現在の状態及び変更履歴を記録すること。作業は作業者と確認者の複数名体制で行うこと。

#### ② 情報受け渡し

請負者と JST 担当者間で設定情報等の機密情報を受け渡す時は、第三者が容易に閲覧できないよう、暗号化やパスワード認証を施した情報の受け渡し方法をとること。受け渡しの際には最新のパターンファイルを実装したコンピュータウイルス検知ソフトウェアによるチェックを行うこと。

作業等のため機密情報を外部へ持ち出す際は、データ暗号化、パスワード設定等のセキュリティ対策を施すこと。情報セキュリティ責任者の承認を得て、管理台帳に記録すること。管理台帳は JST 担当者からの求めに応じ開示すること。

ログ情報は海外に開示しないこと。海外での調査・分析が必要な場合は、送付する情報や送付するタイミングについて JST へ事前に開示し、了承を得ること。データ暗号化等のセキュリティ対策を施すこと。

#### ③ 監視運用場所

当該業務を実施する場所は、認証装置により入退室を制限・記録できる機構を有すること。また、請負者以外の他社とは完全に入退室が分離され、物理的に隔離されていること。

#### ④ 機器の使用

当該業務に使用する機器は、作業員以外が使用することが無いよう、権限の付与、取り消しについて管理を行い、他の者の操作を禁止すること。当該業務以外での使用は禁止する。

#### ⑤ 目的外使用の禁止

請負者が当該業務で使用するあらゆるデータは、本契約の目的以外に使用しないこと。契約終了時には確実に削除すること。

#### ⑥ ID・パスワード管理

当該業務で使用する操作端末ごとに管理者名及び使用者名、それらの利用権限、担当作業内容及び ID を管理台帳で管理すること。ID の追加、削除等、又は権限の変更についてルールを定め、その内容を JST に報告すること。

不要な ID は速やかに削除すること。半年に 1 回以上棚卸しを行い、結果を報告すること。

ID は個人ごとに付与し、作業担当者変更（追加、減少を含む）の際には、記録を残すこと。当該業務を担当しなくなった作業担当者の ID は速やかに削除し、同一 ID の引継ぎは行わないこと。

当該業務で使用するパスワードは原則 90 日ごとに更新し、8 文字以上、英小文字、英大文字、数字、記号の複合（4 種類が望ましいが最低限 3 種類）であること。

パスワード更新を強制的に行う仕組みが無い時は、パスワードを更新した場合、その旨を管理台帳に記入すること。

当該業務で使用する ID の複数の使用者による共有は原則禁止する。システム的に実現が不可能である時は、共有する ID の使用記録を残すこと。作業担当の変更があった場合は、必ずパスワードの変更を行うこと。

当該業務で使用するパスワードを操作端末に記憶させないこと。

各機器等の既定値の ID・パスワードは変更しておくこと。

他システム、他サービスで使用している ID・パスワードの組合せは使わないこと。

#### ⑦ 機器管理

当該業務で使用する機器、ソフトウェア等は、管理台帳を作成し管理すること。

新たにソフトウェア等をインストールする時は、JST に申請し承認を得ること。

当該業務に使用しないソフトウェアのインストールは禁止する。

#### ⑧ 情報管理

当該業務に関するドキュメントや媒体等は、管理台帳により管理し、施錠可能なロッカー等に保管すること。

#### ⑨ 要員管理

当該業務を実施する要員に対して、セキュリティに関する教育等を実施し、管理台帳に記録すること。

一時的な応援要員についても、作業開始前に教育を実施すること。

#### ⑩ 業務データ管理

業務データは国内に設置されたサーバに保持すること。

### III.B.5 守秘義務

請負者は、当該業務の内容及び当該業務に関連して開示を受けた、又は知り得た相手方の技術的もしくは事業運営にかかる一切の情報(以下「機密情報」という)につき、最大限の注意を払い秘密を保持し、事前に JST の書面による承諾を得ること無く、本業務の目的外で使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。

なお、請負者は、自社の従業員のうち本業務に従事する従業員にのみ機密情報を開示するものとし、本業務に関与しない従業員には、いかなる手段においても一切機密情報を開

示し又は使用させてはならない。また、本案件の実施完了後は、本案件に関する情報を返却又は確実に破棄すること。

本業務の提供により知り得た全ての事項については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らさず、機密保持のために十分な体制・設備で厳重に管理し、情報漏えいを確実に防止すること。

本業務の提供において知り得た情報が紛失や盗難等による第三者への情報漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、JST 担当者に電話、口頭等による報告を行うとともに、書面にて提出すること。また、直ちに事実調査を行い、漏えいした情報の内容、原因、再発防止策等について記載した書面を JST 担当者へ提出するとともに、事態の収拾及び拡大防止の措置を迅速かつ適切に行うこと。なお、請負者以外の者の作業も含め、対処にかかる費用は全て請負者が負担すること。

請負者の設備や機器に保存しているログ情報は、JST からの要請により削除可能であること。

### **III.B.6 監査**

JST 担当者は必要に応じ請負者に対し当該業務に関する監査を行う。請負者は、監査に協力すること。

**以上**

JST セキュリティ監視運用業務  
提案書作成要領（案）

「JSTセキュリティ監視運用業務」において、入札を希望する者は、本提案書作成要領に基づき、以下の内容を記載した提案書を作成し、必要部数を締切日までに国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「当機構」という。）に対して提出しなければならない。

## 1. 提案書の作成

### (1) 様式

#### (ア) 使用言語

日本語とする。

#### (イ) 用紙サイズ等

A4 版縦置き、横書きを原則とする。図表については必要に応じて A3 版横又は縦置き、横書きを使用することができる。

#### (ウ) 項番設定

項番の付番を以下の基準に従うこと。さらに項目を細分化する必要等から以下の付番以下のレベルが必要となった場合には、適宜追加設定して差し支えない。

図表番号は章内での一連番号とし、あわせて図表題名を付すこと。

見出し種類	項番表示
見出し 1	1、2、3、・・・
見出し 2	(1)、(2)、(3)、・・・
見出し 3	ア、イ、ウ、・・・
見出し 4	(ア)、(イ)、(ウ)、・・・
見出し 5	A、B、C、・・・
見出し 6	(A)、(B)、(C)、・・・
見出し 7	a、b、c、・・・
見出し 8	(a)、(b)、(c)、・・・

#### (エ) データ形式

文書類を電子媒体に保存する形式は、Microsoft Word 2010 以上、Excel 2010 以上、PowerPoint 2010 以上又は PDF 形式とする。ただし、当機構が別途形式を定めて提出を求めた場合は、この限りではない。

#### (オ) 作成部数等

- ・ 提案書及び関連資料 7 部（正本 1 部、副本 6 部）
- ・ 総合評価基準及び対応表 7 部（正本 1 部、副本 6 部）
- ・ 参考見積書 7 部（正本 1 部、副本 6 部）
- ・ 上記文書等を格納した電子媒体 1 式

ただし、電子媒体は、入札希望者が用意する CD-R 媒体等とする。

## (2) 提案書の記載方法

### (ア) 提案書の表紙

表題を「JST セキュリティ監視運用業務 提案書」とし、以下を明記すること。

- ・提案者の住所、名称、代表者名
- ・社印の押印（正本1部のみでよい）
- ・連絡担当者の所属、氏名、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス
- ・提案書の提出日

### (イ) 提案書の目次構成

- ・提案書の目次構成は特に定めないが、調達仕様書に示す要件との対応がわかるように構成すること。
- ・本業務の概要又は概略から書き起こし、順次詳細部分に言及する等、構造的な構成とすること。
- ・適切な目次を付け、提案書の内容及び構成を端的に表現できるようにすること。

### (ウ) 提案書の記載事項

- ・調達仕様書に示す要件及び総合評価基準書の別紙「総合評価基準及び対応表」（以下、「総合評価基準及び対応表」という。）に示す評価の観点を理解し、実現方式等について具体的に提案及び記載すること。
- ・全ての頁に通し頁番号を記入すること。
- ・提案及び記載の中で関連資料を参照する場合は、資料名だけでなく関連資料の通し頁番号も記載すること。

### (エ) 関連資料

- ・必要に応じて提出すること。
- ・全ての頁に通し頁番号を記入すること。

### (オ) 総合評価基準及び対応表

「総合評価基準及び対応表」における評価の観点の内容との対応関係を把握できるようにするため、「総合評価基準及び対応表」の「提案書の該当頁」欄及び「関連資料の該当頁」欄に対して該当する頁番号を記入したものを提出すること。

### (カ) 参考見積書

作業内容を確認するために、参考見積書を作成すること。参考見積書は下記の一時経費、運用経費、回線経費に分けて作成すること。また単価×工数等を示すこと。

- ・一時経費：運用環境、体制構築にかかる初期費用  
現行の端末にインストールされているウィルス対策ソフトを入れ替える場合は、当該ソフトウェアの購入費と端末へのインストール支援作業の費用も含めること。
- ・運用経費：個々の作業にかかる費用。調達仕様書の項目（監視、セキュリティ監視、運用、納品物の作成、その他）に分けて作成すること。
- ・回線経費：運用のために接続用回線等にかかる費用

### (3) 入札時開示資料

入札時に開示する資料は以下のとおり。当該資料はセキュリティにかかる情報が含まれているため、閲覧のみとする。閲覧は入札説明書記載の方法で申し込むこと。

- ・ネットワーク構成図(実態図、概略図)
- ・運用報告書
- ・運用計画書・運用手順書
- ・運用対象機器の簡易マニュアル
- ・情報セキュリティ規程および関連規程類
- ・システム運用・保守ガイドライン
- ・当該業務対象機器のサポート期限リスト

### (4) 留意事項

- (ア) 当機構が特段の技術知識及び特定の製品に関する一切の知識を有することなく、提案書等の審査が可能となるような提案書を作成すること。
- (イ) 提案書の記載内容が、調達仕様書記載内容の単純な引き写しになっている等、入札希望者による具体的な提案に欠けていると当機構がみなす場合、該当項目に関する提案書の記載内容を評価しない場合があるので、留意すること。

## 2. 提案手続

### (1) 提出期限

入札説明書記載のとおり。

### (2) 提出場所

〒102-8666

東京都千代田区四番町 5 番地 3 サイエンスプラザ

国立研究開発法人科学技術振興機構

契約部契約業務課

\* 持参の場合は契約部契約業務課の窓口にて承りますので直接お越しく下さい。

電話 03-5214-7996 F A X 03-5214-8433

### (3) 提出方法

提出場所へ持参すること。ただし、郵送も可とする。

### (4) 提出部数

書面 7 部、電子媒体 (CD-ROM 等) 1 式

### (5) その他

- (ア) 応募及び提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出された提案書等は、当該業務の請負者の選定のためにだけ使用する。
- (ウ) 提出された提案書等は、返却しない。
- (エ) 必要に応じて確認及び追加資料の提出を求められることがあるので、提案者はその内容についての説明及び資料提出を行うこと。



JST セキュリティ監視運用業務  
総合評価基準書（案）

## 1. はじめに

本書は国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「当機構」という）の「JSTセキュリティ監視運用業務」（以下、「本業務」という）に関する総合評価について定めたものである。

## 2. 評価基準

### (1) 評価方法

本業務を実施する者の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

また、総合評価は、価格点（入札価格の得点）に技術点（総合評価基準書による加点）を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

価格点と技術点の配分

価格点の配分：技術点の配分 = 1 : 1

総合評価点 = 価格点（920点満点）+ 技術点（920点満点）

### (2) 合否決定方法

提出された提案書に記載された内容が、別紙「総合評価基準及び対応表」に示す評価項目において必須項目と定められた要求要件を全て満たしている場合に「合格」とし、一つでも欠ける場合は「不合格」とする。

### (3) 総合評価点

#### ア 価格点

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

価格点 = (1 - 入札価格 ÷ 予定価格) × 920点

#### イ 技術点

技術点の評価は以下のとおりとする。

(ア) 全ての仕様を満たし、「合格」したものに「基礎点」として230点与える。

(イ) 「合格」した提案書について、総合評価基準書に基づき、総合評価委員会の委員ごとに加点部分の評価を行う。各委員の評価結果を委員会で確認し、事実誤認等があれば各委員において訂正する。なお、各委員が行う

加点部分の評価は、別紙「総合評価基準及び対応表」に示す評価項目毎に以下の評価基準及び得点に基づき点数化する。確定した各委員の採点結果の平均値（小数点以下切り捨て）を算出し、「加点」とする。

### 評価基準及び得点

評価	評価基準	得点
S	実績の場合は、A評価を満たし、かつ、記載された根拠が本業務の効果的・効率的な実施に資すると判断できるものであること。 提案の場合は、A評価を満たし、かつ、その実効性、有効性が優れておりその根拠が客観的に示されていること。	配点×1.0
A	実績の場合は、B評価を満たし、かつ、それが本業務の効果的・効率的な実施に資する根拠が記載されていること。 提案の場合は、B評価を満たし、かつ、その手順や方法等がより具体的（実効性、有効性等の根拠を含む）であること。	配点×0.7
B	評価の観点に示した内容が記載されている。	配点×0.3
C	評価の観点に示した内容が記載されていない。	配点×0

(ウ) 「基礎点」と「加点」の合計点を「技術点」とする。

$\text{技術点} = \text{基礎点 (230点)} + \text{加点 (690点満点)}$
---

総合評価基準及び対応表(案)

別添3別紙

調達仕様書		評価項目									
内容	頁	必須項目				加点項目					
		評価の観点	提案書の該当頁	関連資料の該当頁	判定○×	加点番号	評価の観点	提案書の該当頁	関連資料の該当頁	配点	判定SABC
I 発注要件	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
I A 発注内容	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
I A 1 案件名	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
I A 2 発注概要	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本案件は、国立研究開発法人科学技術振興機構の総合的なセキュリティ対策のため、セキュリティ機器、ネットワーク機器、接続回線のセキュリティ監視とセキュリティインシデント対応、及び機器の稼働監視と運用業務を調達するものである。	1	1	発注概要について、提案書に記載されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
		2	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	-	-	-	-	-	-	-	-
I A 3 用語定義	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
I B 発注条件	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
I B 1 契約期間	4	3	業務開始までのスケジュールおよび体制が提案書に具体的に記載されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
契約期間は平成29年10月1日から平成32年3月31日までとする。請負者は上記期間開始から遅滞無く本仕様書で定めるサービスレベルで当該業務ができるよう体制と環境を構築すること。	4	4	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	-	-	-	-	-	-	-	-
		5	「1.監視」「2.セキュリティ監視」「3.運用」業務毎に以下の(a)~(c)が提案書に具体的に記載されていること。 (a) 体制図(人員及びその技術スキル、責任者と責任分担、使用設備、交代スケジュール) (b) 当該業務をサービスとして実施する場合は、そのサービス内容(カタログ等) (c) 業務の一部を再委託する場合は、再委託先についても上記(a)(b)に記載すること。	-	-	-	-	-	-	-	-
I B 2 選定条件	4	6	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	-	-	-	-	-	-	-	-
(7) 請負者は契約期間中24時間常時複数名による監視、セキュリティ監視が可能な体制(人員、設備等)があること。監視要員の人数、保有スキル、交代スケジュールは適切であること。	5	7	受注実績が提案書に具体的に記載されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
		8	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	-	-	-	-	-	-	-	-
I B 2 (4) 請負者はセキュリティ監視機器又は同等の製品について、そのログを監視する業務の受注実績があること。	7	7	受注実績が提案書に具体的に記載されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
	8	8	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	-	-	-	加1	本業務のより効果的・効率的な実施に資する実績(実施時期、規模、内容)を持っていること。	-	-	30
		9	受注実績が提案書に具体的に記載されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
I B 2 (5) 請負者は運用対象機器又は同等の製品について、設定変更及びアップデート等の作業の受注実績があること。	9	9	受注実績が提案書に具体的に記載されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
	10	10	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	-	-	-	加2	本業務のより効果的・効率的な実施に資する実績(実施時期、規模、内容)を持っていること。	-	-	30
		11	受注実績が提案書に具体的に記載されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
I B 2 (6) 請負者はJSTのインターネット接続環境に使用しているプロトコル(BGP、OSPF、STP)、VLANを使用したネットワークの運用について受注実績があること。特にBGPプロトコルによるマルチホーム接続を用いたインターネット接続の運用業務を受注した実績があること。	11	11	受注実績が提案書に具体的に記載されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
	12	12	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	-	-	-	加3	本業務のより効果的・効率的な実施に資する実績(実施時期、規模、内容)を持っていること。	-	-	30
		13	認定証の写しが提示されているか、または、同等の品質管理体制を実施していることが提案書に具体的に記載されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
I B 2 (7) 請負者の当該業務を実施する組織・部門はISO9001に準拠、又は同等の品質管理体制を実施していること。同等の品質管理体制とは、品質管理方針、品質管理体制が制定され、文書管理、記録の管理などについて、文書化された手順により実行されていること及び内部監査を実施していることを言う。	13	13	認定証の写しが提示されているか、または、同等の品質管理体制を実施していることが提案書に具体的に記載されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
	14	14	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	-	-	-	-	-	-	-	-
		15	認定証の写しが提示されているか、または、同等のセキュリティ管理実施していることが提案書に具体的に記載されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
I B 2 (8) 請負者の当該業務を実施する組織・部門はISO/IEC27001又はJIS Q 27001に準拠した管理、又は同等の情報セキュリティ管理を実施していること。同等の情報セキュリティ管理を実施しているとは、情報セキュリティ方針、情報セキュリティ管理体制が制定され、リスクアセスメント、リスクアセスメントに基づく管理策、内部監査、教育が実施されていることを言う。	15	15	認定証の写しが提示されているか、または、同等のセキュリティ管理実施していることが提案書に具体的に記載されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
	16	16	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	-	-	-	-	-	-	-	-
		17	セキュリティ監視を行う要員の認定証の写しが提案書に提示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
I B 2 (9) 請負者のセキュリティ監視を行う要員にはセキュリティの専門家が含まれていること。専門家であるとは、下記の資格のいずれかを有することを指す。 ・ GCIA(GCIA Certified Intrusion Analyst) ・ CISSP(Certified Information Systems Security Professional)	17	17	セキュリティ監視を行う要員の認定証の写しが提案書に提示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
	18	18	セキュリティ監視を行う要員が持つ認定証の写しが提案書に提示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
		19	以下の(a),(b)が提案書に具体的に記載されていること。 (a) 情報収集ソース(サイト)や収集頻度、収集量、内容 (b) 収集した情報を当該業務で活用するための体制	-	-	-	-	-	-	-	-
I B 2 (10) 請負者は常に最新のセキュリティ関連情報を世界中から収集していること。収集した情報を当該業務で活用できる体制を確立していること。	19	19	以下の(a),(b)が提案書に具体的に記載されていること。 (a) 情報収集ソース(サイト)や収集頻度、収集量、内容 (b) 収集した情報を当該業務で活用するための体制	-	-	-	-	-	-	-	-
	20	20	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	-	-	-	加4	本業務のより効果的・効率的な実施に資する情報収集を拡大していくための方策が提案されていること。	-	-	40
		21	言語について提案書に具体的に記載されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
I B 3 言語	5	21	言語について提案書に具体的に記載されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
	22	22	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	-	-	-	-	-	-	-	-
		23	作業実施場所について提案書に具体的に記載されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-
I B 4 業務実施場所	5	23	作業実施場所について提案書に具体的に記載されていること。	-	-	-	-	-	-	-	
当該業務はリモート作業とする。請負者が当該業務を行う場所は、原則として請負者の負担で用意すること。ただし、必要に応じてオンラインでの作業はあり得る。JSTのサーバ室への入室の際には、入退室記録等の手順に従うこと。当該業務対象機器の設置場所は2箇所あり、それぞれ下記の通り。会議等の開催場所は、原則として東京本部とする。 [東京本部] 〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 国立研究開発法人科学技術振興機構 東京本部 [日本科学未来館] 〒135-0064 東京都江東区青海2-3-6 日本科学未来館	24	24	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	-	-	-	-	-	-	-	-

総合評価基準及び対応表(案)

別添3別紙

調達仕様書		評価項目																		
内容	頁	必須項目					加点項目													
		評価の観点	提案書の該当頁	関連資料の該当頁	判定○×	加点番号	評価の観点	提案書の該当頁	関連資料の該当頁	配点	判定S A B C									
I B 5 貸与品	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	貸与品について提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I B 6 当該業務環境・ツール等	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	当該業務環境・ツール等について提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I C 10 当該業務条件	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I O 10 工程・課題管理	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	工程・課題管理について提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I C 2 連絡体制	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	連絡体制について提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I C 3 変更への対応	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	変更への対応について提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I D 10 納品・検収要件	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I D 10 納品物	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	納品部について提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I D 1 ① 受注時、随時納品物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I D 1 ② 当該業務開始前納品物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I D 1 ③ 日次納品物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I D 1 ④ 月次納品物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I D 1 ⑤ 半期納品物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I D 1 ⑥ 年次納品物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

総合評価基準及び対応表(案)

別添3 別紙

調達仕様書		評価項目						別添3 別紙				
内容	頁	必須項目				加点項目						
		評価の観点	提案書の該当頁	関連資料の該当頁	判定○×	加点番号	評価の観点	提案書の該当頁	関連資料の該当頁	配点	判定SABC	
I D 2 納品日	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I D 2 ① 受注時、随時納品物 受注日の翌営業日から起算して5営業日以内とする。ただし、契約期間中に変更があった場合は、更新版を随時納め、JST担当者の承認を得ること。	37	納品日について提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I D 2 ② 当該業務開始前納品物 当該業務開始の5営業日前までとする。	38	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I D 2 ③ 日次納品物 日本時間で当該日の翌日午前中までとする。ただし、請負者が希望すれば、送付は平日のみでも可とする。その場合は、本来休日に送付されるべきだった分については直後の営業日の午前中に送付すること。												
I D 2 ④ 月次納品物 日本時間で当該月の翌月の5営業日までとする。												
I D 2 ⑤ 半期納品物 9月末と3月末までとする。												
I D 2 ⑥ 年次納品物 3月末までとする。												
I D 3 納入場所・担当者												
I D 4 検収	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
JSTによる納品物の承認をもって検収完了とする。 承認の条件は下記のとおり。 ① 当該業務が計画通り行われていること ② 報告書の形式および内容が正しいこと。 ③ 全ての納品物について、指定の媒体、数量、形式で提出していること。 ④ 全ての納品物について、記載内容および情報が妥当であること。 ⑤ 計画された当該業務が全て実施され、実績報告がなされていること。 なお、JST担当者が納品物を検査し、内容について修正・追加等の指示を行った場合は、速やかに対応し再納品しなければならない。	39	検収について提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	40	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
I E その他前提条件	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I E 再委託	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I E ① 請負者は、当該業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。	41	再委託について提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I E ② 請負者は、当該業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法(以下「再委託先等」という。)について記載しなければならない。	42	当該業務の一部を再委託する場合に、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法が提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
I E ③ 請負者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、事前にJSTの承認を受けなければならない。	43	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
I E ④ 請負者は、②又は③により再委託を行う場合には、請負者がJSTに対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。	43	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
I E ⑤ ②から④までに基づき、請負者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。												
I E 2 要員の準備	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当該業務開始にあたり業務が円滑に進められるよう、請負者の各要員は当該業務に必要な知識と技術の習得、運用手順書の熟知に努めること。	44	要員の準備について、提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	45	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
I E 3 要員の交代	9	請負者側の都合により要員を交代する必要がある場合は、JSTに対して事前に通知するとともに、交代要員は十分な業務引継ぎを行い、滞りなく業務を遂行すること。また、計画書に記載している体制を修正すること。	46	要員の交代について、提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—
			47	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—
I E 4 引継ぎ	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(ア)現行請負者又はJSTからの引継ぎ JSTは、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、適切に引継ぎが行われているかを監督し引継ぎが完了したことを確認する。 本業務を新たに実施することとなった請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行請負者又はJSTから業務の引継ぎを受けるものとする。引継ぎ期間は本業務開始日直前の3ヶ月を想定している。 なお、その際の事務引継ぎに必要な経費のうち、現行請負者に発生した経費は現行請負者の負担、JSTに発生した経費はJSTの負担、引継ぎを受ける請負者に発生した経費は引継ぎを受ける請負者の負担とする。 相関分析に用いた分析ルール等も引継ぎの対象とする。 (イ)請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ JSTは、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、適切に引継ぎが行われているかを監督し引継ぎが完了したことを確認する。 本業務の終了に伴い、請負者が変更となる場合には、請負者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。 なお、その際の事務引継ぎに必要な経費のうち、請負者に発生した経費は請負者の負担、次回請負者に発生した経費は次回請負者の負担とする。 相関分析に用いた分析ルール等も次回請負者への引継ぎの対象とする。	48	引継ぎについて、提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—		
	49	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

総合評価基準及び対応表 (案)

別添3 別紙

調達仕様書		評価項目						別添3 別紙						
内容	頁	評価項目番号	必須項目 評価の観点	提案書の 該当頁	関連資料の 該当頁	判定 ○ ×	加点 番号	加点項目						
								評価の観点	提案書の 該当頁	関連資料の 該当頁	配点	判定 S A B C		
II 当該業務要件	11	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
II A 当該業務概要	11	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
II A 1 本案件の目的	11	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
JSTのネットワーク環境は、ルータ、スイッチングハブ等のネットワーク機器と、IPS、ファイアウォール、WAF等のセキュリティ機器、及びサーバ類、端末で構成されている。 JSTの主な事業はインターネットを通じて情報発信を行っていることから、インターネット接続環境は24時間安定稼働する必要がある。また、JST中期目標には「政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。」とあり、外部からのサーバへの攻撃や、端末への標的型攻撃など、様々な脅威への対応や、24時間のセキュリティ機器のログ監視とセキュリティインシデントが発生した際の速やかな対応が求められている。これを総合的に解決するため、インターネット接続環境及びセキュリティ機器等の監視を行い、問題が発生した場合の速やかなインシデント対応が可能な環境と体制を整える。	50	本案件の目的が提案書に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	51	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
II A 2 当該業務範囲	11	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本業務の概要を図1に、当該業務対象機器を表1(a)と表1(b)に示す。表に記載の通り、当該業務対象機器は大きく東京本部所属のもの、日本科学未来館所属のものに分かれている。請負者はそれぞれのログを適切に収集できるように収集用機器や回線を設計、構築すること。 各機器の機種、ハードウェア構成、設定、ログの取得方法等は、入札前は所定の手続きに沿って申請を行った応募予定者に対し一部をマスクした上で、開札後には秘密保持契約締結後に請負者にマスクしていないものを開示する。 未登録デバイス通信遮断機器管理サーバは、監視及びセキュリティ監視対象は無く、通常は運用も必要無いが、II.C.2.③セキュリティインシデントへの対応で設定作業を行う場合がある。なお、使用しているネットワークプロトコルのアドレスファミリーはIPv4のみである。	52	当該業務範囲が提案書に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	53	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
II B 当該業務環境	13	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
II B 1 当該業務環境における条件	13	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
請負者の当該業務環境は「III.Aサービスレベル」に定めるサービスレベルを保証できる構成とすること。 請負者の当該業務環境が、JST以外の受注先と環境を共有する場合は、JST用の機器とJST以外用の機器は物理的、又は論理的に分離し、JSTと他組織との間で請負者を介した通信、情報の移動ができないようにすること。 請負者は自らの当該業務環境の詳細について、事前にJST担当者の承認を得ること。	54	サービスレベルを保証できる業務環境の構成が提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	55	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
II B 2 回線	13	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
請負者は請負者の負担で当該業務に用いる回線を用意すること。回線は24時間の監視が可能なもので、当該業務実施に十分な帯域を有するものとする。III.Aサービスレベル」に定めるサービスレベルを達成するよう複数回線の敷設、回線切断時の自動迂回の仕組み導入などの方策をとること。なお、サービスレベル及びセキュリティを維持した上でインターネットを用いることは可とする。 JSTとの接続回線はJST以外への通信に用いてはならない。やむを得ず他用途と共用する場合は論理的に分離し、JSTとの間で行われるべき通信が他の回線へ漏えいすること及びJST向け回線に不要な通信が入り込むことを防止する対策を施すこと。インターネットを用いる場合は、適切なアクセス制御、認証、暗号化を設定すること。通信には、あらかじめJST担当者が許可した固定IPアドレス等を用いること。 請負者は利用する回線について、その種別、サービスレベル/セキュリティの担保に関する施策をあらかじめJST担当者に開示し承認を得ること。	56	サービスレベルを達成できる回線の構成が提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	57	提案された回線が仕様書に適合していると判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
II B 3 JST内への機器設置	13	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
JST内へ請負者の機器を設置する必要がある場合は、その用途を明確にし、JST担当者の承認を得た上で行うこと。機器には所有者を明示すること。JST担当者が機器にセキュリティ対策が必要と認めた場合は、適切な対策を施し、その内容について承認を得ること。	58	JST内への機器設置について、提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	59	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
II C 当該業務内容	14	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
請負者は次の業務を実施すること。 各業務でJST担当者への連絡を実施した場合は、その日時と連絡した内容を記録すること。その記録を月次報告書に記載すること。	60	業務連絡について、提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	61	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
II C 1 監視	14	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
監視は全て契約期間中24時間体制で実施すること。	62	監視業務において、以下の(a)～(c)が提案書に記載されていること。 (a) 体制図(人員及びその技術スキル、設備、交代スケジュール) (b) 当該業務をサービスとして実施する場合は、そのサービス内容(カタログ等) (c) 業務の一部を再委託する場合は、再委託先についても上記(a)(b)に記載すること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	63	監視フローが提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	64	障害対応フローが提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	65	監視は全て契約期間中24時間体制で実施することが提案書に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	66	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提案書から判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	67	稼働確認手段の提案を含め、機器の死活監視業務が提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
II C 1 ① 機器の死活監視	67	稼働確認手段の提案を含め、機器の死活監視業務が提案書に具体的に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
68	業務仕様を理解し且つ適合していることが提案書から判断できること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
69	サービスレベル項目の1つである監視バケット損失の削減に向けた方策が提案されていること。	加6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	

総合評価基準及び対応表（案）

別添3 別紙

調達仕様書		評価項目										
内容	頁	必須項目				加点項目						
		評価項目番号	評価の観点	提案書の該当頁	関連資料の該当頁	判定○×	加点番号	評価の観点	提案書の該当頁	関連資料の該当頁	記点	判定S A B C
II C 1	② 機器の性能監視 監視対象機器の性能情報を継続的に収集し、長期的な性能の評価と短期的な問題の検出を行うこと。CPU使用率、確立中セッション数、トラフィック量、ドロップしたフレーム数などをSNMPのポーリングにより取得し、記録すること。具体的な対象とどのような情報を収集するかは、受注後に開示する。取得の間隔は基本的に5分とする。そのデータをグラフ等にして月次報告書にまとめること。また、取得したデータが指定する条件(閾値を3回連続で上回っていたなど)を満たしていた場合は速やかに指定する連絡先と連絡を行い、JST担当者の指示に従って「II.C.1.④障害対応」を進めること。	69	機器の性能監視業務が提案書に具体的に記載されていること。			○	-	-	-	-	-	-
		70	業務仕様を理解し且つ適合していることが提案書から判断できること。				-	-	-	-	-	-
		71	異常検出手段の提案を含め、機器の異常監視業務が提案書に具体的に記載されていること。				-	-	-	-	-	-
		72	業務仕様を理解し且つ適合していることが提案書から判断できること。				-	-	-	-	-	-
II C 1	③ 機器の異常監視 監視対象機器が想定外の状態になったことをリアルタイムに検出すること。基本的にSNMP Trapを受信し実施することとするが、よりよい方法の提案があれば検討する。検出対象の異常は、インタフェースのダウンや機器の温度異常などである。検出した場合は、速やかに指定する連絡先と連絡を行い、JST担当者に状況を説明して「II.C.1.④障害対応」を進めること。具体的な対象と監視項目は、受注後に開示する。	71	異常検出手段の提案を含め、機器の異常監視業務が提案書に具体的に記載されていること。				-	-	-	-	-	
		72	業務仕様を理解し且つ適合していることが提案書から判断できること。				-	-	-	-	-	
II C 1	④ 障害対応 監視により障害を検出した場合は、JST担当者の指示に従い障害対応を行うこと。機器にログインしての状態の確認、ログの参照、又は回線業者や機器の保守業者への問い合わせなどを行い、原因と影響範囲を特定すること。JST担当者からの依頼があった場合は、簡単なコマンド(インタフェースの状態変更、再起動など)を実行すること。この部分に関しては「II.C.3.①機器の設定変更」と同様である。ただし、障害対応は時刻に関わらず対応すること。回線業者や機器の保守業者の問い合わせ先は受注後に開示する。この対応は年に数回程度発生を想定する。	73	障害対応業務が提案書に具体的に記載されていること。				-	-	-	-	-	
		74	業務仕様を理解し且つ適合していることが提案書から判断できること。				-	-	-	-	-	
II C 2	① セキュリティ監視 セキュリティ監視は契約期間中24時間体制で実施すること。	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
II C 2	① セキュリティログの監視 セキュリティ監視機器が出力する全てのログをリアルタイムに受信、分析し、セキュリティインシデントを検出すること。全てのログとは、東京本部設置機器については以下の全てである。 ・IPSが出力する検出したイベントのログ ・ファイアウォールが出力する通過した、又は遮断した通信のログ ・ファイアウォールが出力するIPS機能、アンチウイルス機能、URLフィルタ機能、サンドボックス機能が検出したイベントのログ ・WAFが出力する公開サーバへの接続ログ ・アンチウイルスソフトウェア管理サーバが出力する検出したマルウェアのログ ・認証サーバが出力する認証の成否等に関するログ 日本科学未来館設置機器については次である。 ・ファイアウォールが出力する通過した、又は遮断した通信のログ ・ファイアウォールが出力するIPS機能、アンチウイルス機能、URLフィルタ機能、サンドボックス機能が検出したイベントのログ いずれも全て全てのログを監視の対象とすること。部分的とするのは認めない。 請負者はこれらと世界中から収集した最新の脆弱性情報、マルウェア情報、悪意のあるサーバ情報、攻撃者情報、攻撃手法情報を総合し、相関的に分析を行うこと。それにより、機器単一のログを調査するだけではわからない侵入、マルウェアへの感染、改ざん、情報の流出等の攻撃を検出すること。分析に用いるルールを日々更新し、可能な限りゼロデイ攻撃や標的型攻撃といった未知の攻撃も検出すること。ログの上では遮断できている攻撃やマルウェアであっても、それが遮断できなかった攻撃等によって2次的に引き起こされた可能性も考慮すること。攻撃の成功又はその可能性が高い事象を検出した場合は、検出後30分以内にJST担当者に連絡すること。その際は、検出したログの内容、日時、攻撃の種類、確認できている被害、被害又は加害IPアドレス、推奨する対応等を明確に説明すること。推奨する対応が通信の遮断等である場合は、JST担当者と協議の上「II.C.2.③セキュリティインシデントへの対応」を実施すること。	75	セキュリティ監視業務において、以下の(a)～(c)が提案書に記載されていること。 (a) 体制図(人員及びその技術スキル、設備、交代スケジュール) (b) 当該業務をサービスとして実施する場合は、そのサービス内容(カタログ等) (c) 業務の一部を再委託する場合は、再委託先についても上記(a)(b)に記載すること。				-	-	-	-	-	
		76	セキュリティ監視フローが提案書に具体的に記載されていること。				-	-	-	-	-	
		77	インシデント対応フローが提案書に具体的に記載されていること。				-	-	-	-	-	
		78	セキュリティ監視は全て契約期間中24時間体制で実施することが提案書に記載されていること。				-	-	-	-	-	
		79	業務仕様を理解し且つ適合していることが提案書から判断できること。				-	-	-	-	-	
II C 2	② サンドボックスが検出したマルウェアの分析 ファイアウォールのサンドボックス機能がマルウェアとして検出したファイルについて、その判定の妥当性を確認すること。サンドボックス機能がファイルを検出した結果は専用のWebサイトで詳細を確認できる。サンドボックス機能が出力したログにマルウェアと判定されたものがあり、かつアンチウイルスソフトにより駆除が行われていない場合は、請負者はそのWebサイトを用いて、本日にマルウェアであるかどうかをログ受信後30分以内に独自に判断すること。なお、そのサイトではファイル自体のダウンロードも可能であるため、必要であればダウンロードを実施してよい。WebサイトのURLとログインに必要な情報は、受注後に開示する。 サンドボックス機能の判定の通りマルウェアであると判断した場合は「II.C.2.①セキュリティログの監視」と同様、JST担当者への連絡を行うこと。マルウェアでは無いと判断し、かつJSTのドメインの公開サーバ上でそのファイルが見つかった場合、ファイアウォールのメーカーに判定変更を要求する手続きを実施すること。この手続きの対象とするJSTのドメインと、手続きの詳細は受注後に開示する。	80	セキュリティログの監視業務が提案書に具体的に記載されていること。				加7	サービスレベル項目の1つであるセキュリティインシデント通知時間の短縮のための方策が提案されていること。			50	
		81	セキュリティ監視機器のログや通信内容及び収集した情報を総合し相関的に分析して、ゼロデイ攻撃や標的型攻撃といった未知の攻撃を検出する方法が提案書に具体的に記載されていること。				加8	サービスレベル項目の1つであるセキュリティログ受信損失の削減のための方策が提案されていること。			30	
		82	業務仕様を理解し且つ適合していることが提案書から判断できること。				加9	セキュリティに関する最新の動向や技術を監視業務における分析・検出方法に随時活かすための方策が提案されていること。			50	
II C 2	② サンドボックスが検出したマルウェアの分析 ファイアウォールのサンドボックス機能がマルウェアとして検出したファイルについて、その判定の妥当性を確認すること。サンドボックス機能がファイルを検出した結果は専用のWebサイトで詳細を確認できる。サンドボックス機能が出力したログにマルウェアと判定されたものがあり、かつアンチウイルスソフトにより駆除が行われていない場合は、請負者はそのWebサイトを用いて、本日にマルウェアであるかどうかをログ受信後30分以内に独自に判断すること。なお、そのサイトではファイル自体のダウンロードも可能であるため、必要であればダウンロードを実施してよい。WebサイトのURLとログインに必要な情報は、受注後に開示する。 サンドボックス機能の判定の通りマルウェアであると判断した場合は「II.C.2.①セキュリティログの監視」と同様、JST担当者への連絡を行うこと。マルウェアでは無いと判断し、かつJSTのドメインの公開サーバ上でそのファイルが見つかった場合、ファイアウォールのメーカーに判定変更を要求する手続きを実施すること。この手続きの対象とするJSTのドメインと、手続きの詳細は受注後に開示する。	83	サンドボックスが検出したマルウェアの分析業務が提案書に具体的に記載されていること。				-	-	-	-	-	
		84	セキュリティ監視機器のログや通信内容及び収集した情報を総合し相関的に分析して、ゼロデイ攻撃や標的型攻撃といった未知の攻撃を検出する方法が提案書に具体的に記載されていること。				加10	サービスレベル項目の1つであるサンドボックスが検出したマルウェアの判断時間の短縮のための方策が提案されていること。			50	
		85	業務仕様を理解し且つ適合していることが提案書から判断できること。				加11	セキュリティに関する最新の動向や技術をマルウェアの判断方法に随時活かすための方策が提案されていること。			40	



総合評価基準及び対応表(案)

別添3別紙

調達仕様書		評価項目										
内容	頁	必須項目			加点項目							
		評価項目番号	評価の観点	提案書の該当頁	関連資料の該当頁	判定○×	加点番号	評価の観点	提案書の該当頁	関連資料の該当頁	配点	判定S A B C
II C 2 ③ セキュリティインシデントへの対応 セキュリティインシデント発生時には被害の拡大防止を第1に、JST担当者との協議の上、攻撃者の通信遮断や感染活動抑制のための対策等を実施すること。この対応は、セキュリティインシデント発生時の連絡をJST担当者に行ってから30分以内で実施完了すること。基本的にはファイアウォール又はIPSで攻撃者のIPアドレスの通信拒否設定と、未登録デバイス通信遮断機器管理サーバで端末のIPアドレスの通信遮断設定を行うこととする。いずれも受注時にその手順を開示する。これらの対応では不足と考えられる場合は、適切な対応を提案すること。この対応は、月に2回を上限とする。		86	セキュリティインシデントへの対応業務が提案書に具体的に記載されていること。				-	-	-	-	-	
		87	業務仕様を理解し且つ適合していることが提案書から判断できること。				加12	サービスレベル項目の1つであるセキュリティインシデントの初動対応時間の短縮のための対策が提案されていること。			50	
II C 4 ④ 特に重要なインシデントへの駆けつけ JST担当者は、特に重要なセキュリティインシデント発生時には請負者にJST内でのサポートを要請する。請負者はそれに応じた適切なスキルを持った人員2名程度を手にして「1.B.4業務実施場所」に記載の場所でインシデントの調査、被害拡大防止、証拠保全等のサポート業務に従事させること。期間は全員の合計で64時間とする。このサポート業務の開始は平日の日中とするが、状況により夜間及び休日におよぶ可能性がある。この対応は契約期間内に5回を上限とする。		88	特に重要なインシデントへの駆けつけ業務が提案書に具体的に記載されていること。				-	-	-	-	-	
		89	業務仕様を理解し且つ適合していることが提案書から判断できること。				加13	セキュリティインシデント発生時に、適切なスキルを持った人員を手にするための対策や請負者が持つサービス体制が提案されていること。			40	
II C 3 ③ 運用 運用は特に指定の無いものは平日9時から18時の間で実施すること。		16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		90	運用業務において、以下の(a)~(c)が提案書に記載されていること。 (a) 体制図(人員及びその技術スキル、設備、交代スケジュール) (b) 当該業務をサービスとして実施する場合は、そのサービス内容(カタログ等) (c) 業務の一部を再委託する場合は、再委託先についても上記(a)(b)を記載すること。				-	-	-	-	-	
		91	運用フローが提案書に具体的に記載されていること。				-	-	-	-	-	
		92	運用は特に指定の無いものは9時から18時の間で実施することが提案書に記載されていること。				-	-	-	-	-	
		93	業務仕様を理解し且つ適合していることが提案書から判断できること。				-	-	-	-	-	
II C 3 ① 機器の設定変更 運用対象機器に対して、インタフェースの状態変更、再起動等の簡単な作業を実施すること。請負者はJST担当者からの依頼に基づきそれらの作業を実施すること。この作業は依頼を受けてから3時間以内(平日18時を越える場合は翌営業日の9時以降に延ばして考える)又はそれ以降のJST担当者同意合意した時刻に開始すること。作業前には設定のバックアップ等を取得するなど、不測の事態発生時に迅速に復旧できるよう努めること。ログインに必要な情報は受注後に開示する。この作業は年に数回程度発生する。		94	機器の設定変更業務が提案書に具体的に記載されていること。				-	-	-	-	-	
		95	業務仕様を理解し且つ適合していることが提案書から判断できること。				加14	サービスレベル項目の1つである機器の設定変更依頼から開始までの時間の短縮に向けた対策が提案されていること。			30	
II C 3 ② 機器のソフトウェアアップデート 運用対象機器のファームウェアや管理ソフトウェアのアップデート作業を行うこと。アップデート用ソフトウェアは必要に応じ提供する。請負者はJST担当者からの依頼に基づき作業を実施すること。この作業は依頼を受けてから3時間以内(平日18時を越える場合は翌営業日の9時以降に延ばして考える)又はそれ以降のJST担当者同意合意した時刻に開始すること。この作業は年に数回程度発生する。		96	機器のソフトウェアアップデート業務が提案書に具体的に記載されていること。				-	-	-	-	-	
		97	業務仕様を理解し且つ適合していることが提案書から判断できること。				加15	サービスレベル項目の1つである機器のソフトウェアアップデート依頼から開始までの時間の短縮に向けた対策が提案されていること。			30	
II C 3 ③ 定期ログ確認 運用対象機器について、平日の9時に各機器のログを確認し、異常又はその兆候を示すものがあれば連絡すること。ログ閲覧の手順は受注後に開示する。		98	定期ログ確認業務が提案書に具体的に記載されていること。				-	-	-	-	-	
		99	業務仕様を理解し且つ適合していることが提案書から判断できること。				加16	サービスレベル項目の1つであるセキュリティログ保存損失防止に向けた対策が提案されていること。			30	
II C 4 ④ ブラックリストIPアドレスの登録 請負者が持つ最新のIPアドレス評価情報を基に、各平日に1回通信を遮断すべきIPアドレスリストを作成し、それをファイアウォール又はIPSで通信拒否するよう設定すること。また、通信拒否設定が行われているが遮断の必要が無くなったIPアドレスについては、精査した上で週に1回設定からの削除を行うこと。通信拒否の設定等の手順は受注後に開示する。請負者はIPアドレスの評価情報を複数の情報源から得て、それらから適切に遮断すべき又は遮断の必要が無くなったIPアドレスのリストを作成すること。JST担当者からIPアドレスの拒否設定削除の依頼があった場合、そのIPアドレスの通信先としての危険度を検討し、十分に低いと判断した場合はその対応を行うこと。検討した結果に関わらず、その判断の根拠をJST担当者に説明すること。		100	(1)ブラックリストIPアドレスの登録業務が提案書に具体的に記載されていること。				-	-	-	-	-	
		101	IPアドレスの評価情報について、以下の(a),(b)が提案書に具体的に記載されていること。 (a) 情報収集ソースや収集頻度、収集量、内容 (b) 情報の評価方法				加17	遮断すべきIPアドレスのリストを作成しIPSで通信拒否する設定の実施頻度を上げるための対策が提案されていること。			50	
		102	仕様書内容を理解し且つ適合していると判断できること。				-	-	-	-	-	-
II C 3 ⑤ IPSのシグネチャアップデート IPSのシグネチャをアップデートし、指定するポリシーに従いブロッグ等の設定を行うこと。請負者はシグネチャがリリースされた場合、JST担当者に連絡を行った上でこの作業を実施すること。この作業はシグネチャのリリース後、1営業日以内に開始すること。アップデート手順及びブロッグ設定のポリシー等は受注後に開示する。この作業は月に2回程度発生する。		103	IPSのシグネチャアップデート業務が提案書に具体的に記載されていること。				-	-	-	-	-	
		104	業務仕様を理解し且つ適合していることが提案書から判断できること。				加18	サービスレベル項目の1つであるIPSのシグネチャリリースからアップデート開始までの時間の短縮に向けた対策が提案されていること。			50	
II C 3 ⑥ 脆弱性情報の報告 指定する運用対象機器のソフトウェアについて広く脆弱性に関する情報を収集し、遅滞無くJST担当者に報告すること。対象とする運用対象機器のソフトウェアは、所定の手続きに沿って申請を行った応札予定者に開示する。		105	脆弱性情報の報告業務が提案書に具体的に記載されていること。				-	-	-	-	-	
		106	以下の(a),(b)が提案書に具体的に記載されていること。 (a) 情報収集ソース(サイト)や収集頻度、収集量、内容 (b) 収集した情報を当該業務で活用するための体制				-	-	-	-	-	
		107	業務仕様を理解し且つ適合していると判断できること。				-	-	-	-	-	

総合評価基準及び対応表（案）

別添3 別紙

調達仕様書		評価項目											
内容	頁	必須項目			加点項目								
		評価の観点	提案書の該当頁	関連資料の該当頁	判定○×	加点番号	評価の観点	提案書の該当頁	関連資料の該当頁	配点	判定S A B C		
II C	4	納品物の作成	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		請負者は「I.D.納品・検収要件」に定める通り納品物を納めること。各納品物の内容は次に従うこと。	108	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
II C	4	① 計画書	109	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		当該業務スケジュール、体制、連絡窓口、会議体等、及び監視・セキュリティ監視、運用方法を明確に記すこと。体制では責任者を明確にする。当該業務において有用な資料等を保持している要員については、それを付記すること。再委託を行う場合は「I.E.1再委託」に定める内容も記すこと。また、作成した計画書、運用手順書、報告書等を作成/更新及び承認等についての文書・記録管理手順と、JSTからの貸与品の管理手順も含めること。契約期間中、計画書は適宜修正すること。	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
II C	4	② 情報システムセキュリティ管理手順書	111	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		請負者の当該業務実施環境について、JSTの情報セキュリティポリシーに従い管理手順書を作成すること。（III.B.1要求事項）。作成にあたっては、請負者が希望すれば雛形を渡す。	112	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
II C	4	③ 運用手順書	113	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		実施する運用業務ごとに手順をまとめて提出すること。その内容はJSTの文書である「システム運用・保守管理ガイドライン」に準拠すること。契約期間中に運用手順の変更があった場合は、適宜その内容を反映し変更済みのものを契約満了時に納品すること。	114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
II C	4	④ 日次報告書	115	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		当該日のセキュリティ監視に関する次の情報を含めること。日次報告書は、東京本部と日本科学未来館の両方の内容で構成したものを作成し、東京本部と日本科学未来館に送付すること。 ・セキュリティインシデントが発生している場合はその状況 ・各セキュリティ監視機器が出力したログの統計情報（全ログ件数、ファイアウォールのポリシーによって遮断された通信の上位10位以内、IPSで検知しているイベントの上位10位以内、WAFが検知しているイベントの上位10位以内） ・サンドボックス機能でマルウェアと判定されたファイルがあった場合はその解説（II.C.2.② サンドボックスが検出したマルウェアの分析）で行った対応、独自に行った判断判定の根拠、メーカーの判定変更手続きを行った場合はその状況を含めること） ・アンチウイルスソフトウェアによりマルウェアと判定されたファイルがあった場合はその解説（検出したマルウェアの種類とその解説、検出したPC名等、推奨する対応を含めること） ・特筆すべきログが出力されている場合はその解説（ログの意味、注意を要する理由、推奨する対応を含めること）	116	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
II C	4	⑤ 月次報告書	117	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		当該月の当該業務に関する次の情報を含めること。月次報告書は東京本部と日本科学未来館の両方の内容で構成すること。 ・実施した当該業務の内容とかがかった工数 ・課題管理表 ・「II.C.1.②機器の性能監視」で収集した性能データをグラフ等で見やすくしたもの。各監視項目について機器の性能の面からのコメントを付記すること ・障害が発生した場合は、その発生日時、発生箇所、障害の内容、影響範囲、対応履歴、原因、復旧日時 ・サービスレベル報告。「III.Aサービスレベル」に定めるサービスレベルと比較し、実績を報告すること。適正な範囲に収まっていない項目については改善計画を立案し、その内容を記すこと ・当該月の日次報告書の内容をまとめたもの ・当該月全体のセキュリティログの統計情報 なお、日次報告書に「推奨される対応」の記載があった場合、それに対してJSTがどのように対応をしたか又はしなかったか、対応した結果どうなったかをJSTは請負者に通知する。請負者は通知された内容を月次報告書に取り入れること。	118	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
II C	4	⑥ 改善提案書	119	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		当該業務のあらゆる面からコスト削減、効率向上、統制/セキュリティ強化等の改善が可能な点を洗い出し、その改善案を提示すること。改善案には実施した場合の効果と、実施にかかる費用の概算も記すこと。	120	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
II C	4	⑦ 年次報告書	121	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		年度全体のセキュリティログの統計情報と、年度内月次報告書をまとめたものを含めること。	122	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
II C	4	⑧ 完了報告書	123	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		契約期間全体のセキュリティログの統計情報と、全ての月次報告書をまとめたものを含めること。	124	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
II C	5	その他	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		① 問い合わせ対応 納品物や当該業務に関すること、及び脆弱性、マルウェア、攻撃者、攻撃手法等のセキュリティに関するJST担当者からの問い合わせに回答すること。一次回答は1営業日以内に行うこと。問い合わせは契約期間中に200回程度を想定している。	121	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
II C	5	② 停電対応	122	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		当該業務の対象機器が設置されている東京本部と日本科学未来館のビルは、例年それぞれ2月と12月に法定電源点検が行われる（例年通りであれば契約期間外であるが実施時期は変わり得る）。これによる停電時、請負者が持ち込んだ機器に何らかの作業が必要になる可能性がある。その場合は、請負者の負担で適切に対応を行うこと。	123	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
II C	5	③ ログの調査	124	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		JST担当者からの依頼に基づき、受信しているセキュリティログの調査を行うこと。指定する宛先への通信が、指定する期間に行われていたかどうか、行われていたとしたり、どの送信元からだったかの調査などである。この調査依頼は月に2回程度発生を想定している。	124	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
II C	5	④ 月次報告会	124	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		毎月の6営業日以降10営業日以内又はJST担当者と同意した日に、前月の月次報告書を説明する会を開催すること。9月と3月に開催の報告会では改善提案書についても説明すること。報告会の質疑応答の内容は議事録を作成し、報告会の3営業日後までにJST担当者へ送付すること。		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

総合評価基準及び対応表(案)

別添3 別紙

調達仕様書		評価項目										
内容	頁	必須項目				加点項目						
		評価項目番号	評価の観点	提案書の該当頁	関連資料の該当頁	判定○×	加点番号	評価の観点	提案書の該当頁	関連資料の該当頁	配点	判定A B C
III サービスレベル及びその他の要件	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A サービスレベル	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当該業務が目標とするサービスレベルを表2に示す。請負者はこれらの遵守のため、常に各項目を測定、記録し、サービスレベルが適切な範囲に収まっているかを確認すること。表2の目標値は、天災や大規模停電等による障害及び計画停止の場合は除く。		125	サービスレベルの各項目毎に ・目標値を遵守すること ・遵守するための方法 が提案書に明確に記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		126	サービスレベルの測定方法が提案書に具体的に 記載されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		127	サービスレベルの実績(達成状況)及び適正な 範囲に収まらなかった項目の改善計画を月次報 告書の中に記すこと、月次報告会においてJST 担当者に報告することが提案書に記載されてい ること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
III B セキュリティ要件	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
請負者、以下の情報セキュリティ管理事項を遵守すること。		21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
B 要求事項	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
JSTの情報セキュリティポリシー(情報セキュリティ規程及び関連 規程、情報セキュリティ手引書、情報システムセキュリティ管理手順 書(ガイドライン))「JSTシステム運用・保守管理ガイドライン」に準拠 し、当該業務を実施すること ・JSTの情報セキュリティポリシーに則り、当該業務にかかる「情報シ ステムセキュリティ管理手順書」を作成して、適宜修正・更新を行うこ と ・情報データの管理台帳を作成し、情報データのライフサイクルを トレースすること ・セキュリティ管理責任者を設定し、責任・権限を明確化すること		128	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提 案書に具体的に示されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
III B 2 管理対象	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
・当該業務の対象機器及びそれらの設定情報 ・請負者(及び再委託者がある場合は再委託者)の監視運用環境 ・要員 ・設備、場所 ・ドキュメント類(手順書、マニュアル等) ・各種台帳 ・業務データ(ログ及び分析結果、課題管理表など) ・貸与品		129	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提 案書に具体的に示されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
III B 3 管理全般	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
・管理対象に対し、重要性・情報の区分に応じた管理方法を定め ること ・情報セキュリティ管理についての監視・連絡体制図をJSTに提示 し、管理が十分遂行できることを証明すること ・管理の状態を定期的に点検又は監査を実施し、JSTに報告する こと ・要員にセキュリティに関する教育等を実施し、管理台帳に記録す ること		130	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提 案書に具体的に示されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
III B 4 セキュリティ管理内容	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
JSTの情報セキュリティポリシー等に準ずること。特に下記事項を確 実に実施すること。それぞれの事項についてその内容をあらかじめ 又は変更時にJSTに開示し、了承を得ること。		131	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提 案書に具体的に示されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
III B 4 ① 変更管理		132	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提 案書に具体的に示されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
設定変更等の作業は、定められた要員のみが実施すること。変 更管理表を作成し、現在の状態及び変更履歴を記録すること。 作業は作業者と確認者の複数名体制で行うこと。		132	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提 案書に具体的に示されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
III B 4 ② 情報受け渡し		133	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提 案書に具体的に示されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
請負者とJST担当者間で設定情報等の機密情報を受け渡す時 は、第三者が容易に閲覧できないよう、暗号化やパスワード認 証を施した情報の受け渡し方法をとる。受け渡しの際には最 新のパターンファイルを実装したコンピュータウイルス検知ソフト ウェアによるチェックを行うこと。 作業等のため機密情報を外部へ持ち出す際は、データ暗号 化、パスワード設定等のセキュリティ対策を施すこと。情報セキュ リティ責任者の承認を得て、管理台帳に記録すること。管理台帳 はJST担当者からの求めに応じ開示すること。 ログ情報は海外に開示しないこと。海外での調査・分析が必要 な場合は、送付する情報や送付するタイミングについてJSTへ事 前に開示し、了承を得ること。データ暗号化等のセキュリティ対 策を施すこと。		133	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提 案書に具体的に示されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	
III B 4 ③ 監視運用場所		134	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提 案書に具体的に示されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当該業務を実施する場所は、認証装置により入室を制限・記 録できる機密を有すること。また、請負者以外の他社とは完全 に入室が分離され、物理的に隔離されていること。		134	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提 案書に具体的に示されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
III B 4 ④ 機器の使用		135	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提 案書に具体的に示されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当該業務に使用する機器は、作業員以外が使用することが無い よう、権限の付与、取り消しについて管理を行い、他の者の操 作を禁止すること。当該業務以外での使用は禁止する。		135	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提 案書に具体的に示されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
III B 4 ⑤ 目的外使用の禁止		136	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提 案書に具体的に示されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
請負者が当該業務で使用するあらゆるデータは、本契約の目的 以外に使用しないこと。契約終了時には確実に削除すること。		136	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提 案書に具体的に示されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
III B 4 ⑥ ID・パスワード管理		137	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提 案書に具体的に示されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当該業務で使用する操作端末ごとに管理者名及び使用者名、 それらの利用権限、担当作業内容及びIDを管理台帳で管理す ること。IDの追加、削除等、又は権限の変更についてルールを 定め、その内容をJSTに報告すること。 不要なIDは速やかに削除すること。半年に1回以上棚卸しを行 い、結果を報告すること。 IDは個人ごとに付与し、作業担当者変更(追加、減少を含む)の 際には、記録を残すこと。当該業務を担当しなくなった作業担 当者のIDは速やかに削除し、同一IDの引継ぎは行わないこと。 当該業務で使用するパスワードは原則90日ごと更新し、8文字 以上、英小文字、英大文字、数字、記号の複合(4種類が望まし いが最低限3種類)であること。 パスワード更新を強制的に行う仕組みが無い時は、パスワードを 更新した場合、その旨を管理台帳に記入すること。 当該業務で使用するIDの複数の使用者による共有は原則禁止 する。システム的に実現が不可能である時は、共有するIDの使 用記録を残すこと。作業担当の変更があった場合は、必ずパス ワードの変更を行うこと。 当該業務で使用するパスワードを操作端末に記憶させないこ と。 各機器等の既定値のID・パスワードは変更しておくこと。 他システム、他サービスで使用しているID・パスワードの組合せ は使わないこと。		137	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提 案書に具体的に示されていること。	—	—	—	—	—	—	—	—	

総合評価基準及び対応表（案）

別添3 別紙

調達仕様書		評価項目													
内容	頁	必須項目					加点項目								
		評価項目番号	評価の観点	提案書の該当頁	関連資料の該当頁	判定○×	加点番号	評価の観点	提案書の該当頁	関連資料の該当頁	配点	判定S A B C			
III B	4	⑦ 機器管理 当該業務で使用する機器、ソフトウェア等は、管理台帳を作成し管理すること。 新たにソフトウェア等をインストールする時は、JSTに申請し承認を得ること。当該業務に使用しないソフトウェアのインストール、監視運用環境の当該業務外の使用は禁止する。	138	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提案書に具体的に示されていること。											
III B	4	⑧ 情報管理 当該業務に関するドキュメントや媒体等は、管理台帳により管理し、施設可能なロッカー等に保管すること。	139	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提案書に具体的に示されていること。											
III B	4	⑨ 要員管理 当該業務を実施する要員に対して、セキュリティに関する教育等を実施し、管理台帳に記録すること。 一時的な応援要員についても、作業開始前に教育を実施すること。	140	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提案書に具体的に示されていること。											
III B	4	⑩ 業務データ管理 業務データは国内に設置されたサーバに保持すること。	141	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提案書に具体的に示されていること。											
III B	5	⑪ 守秘義務 請負者は、当該業務の内容及び当該業務に関連して開示を受けた、又は知り得た相手方の技術的もしくは事業運営にかかわる一切の情報(以下「機密情報」という)につき、最大限の注意を払い秘密を保持し、事前にJSTの書面による承諾を得ること無く、当該業務の目的外で使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。 なお、請負者は、自社の従業員のうち当該業務に従事する従業員にのみ機密情報を開示するものとし、当該業務に関与しない従業員には、いかなる手段においても一切機密情報を開示し又は使用させてはならない。また、本案件の実施完了後は、本案件に関する情報を返却又は確実に破壊すること。 当該業務の提供により知り得た全ての事項については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らさず、機密保持のために十分な体制・設備で厳重に管理し、情報漏えいを確実に防止すること。 当該業務の提供において知り得た情報が紛失や盗難等による第三者への情報漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、JST担当者に電話、口頭等による報告を行うとともに、書面にて提出すること。また、直ちに事実調査を行い、漏えいした情報の内容、原因、再発防止策等について記載した書面をJST担当者へ提出するとともに、事態の取捨及び拡大防止の措置を迅速かつ適切に行うこと。 なお、請負者以外の者の作業も含め、対応にかかる費用は全て請負者が負担すること。 請負者の設備や機器に保存しているログ情報は、JSTからの要請により削除可能であること。	142	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提案書に具体的に示されていること。											
III B	6	⑫ 監査 JST担当者は必要に応じ請負者に対し当該業務に関する監査を行う。請負者は、監査に協力すること。	143	仕様書内容を理解し且つ適合していることが提案書に具体的に示されていること。											

判定(○×)が全て○のとき「合格」として基礎点 230 点付加

加点は満点(配点×1.0)の場合 690 点付加

J S Tセキュリティ監視運用業務  
サービスレベルアグリーメント  
(案)

平成28年11月  
国立研究開発法人科学技術振興機構

本書は、JSTセキュリティ監視運用業務として提供されるサービスの品質に対する要求水準を規定するとともに、規定した内容が適正に実現されるための運営ルールを、JSTと請負者の合意として明文化したものである。

## 1. 前提条件

JSTセキュリティ監視運用業務調達仕様書（以下、仕様書という）の

- I.B 発注条件
- I.C 当該業務条件
- I.D 納品・研修条件
- I.E その他前提条件

に示すとおりとする。

## 2. 業務の範囲

仕様書 II. 当該業務要件に示すとおりとする。

## 3. 役割と責任の分担

個々の業務に関して、JSTと請負者が果たす役割、実施責任の所在は以下表1のとおりとする。

表1. 役割と責任の分担

仕様書における業務	請負者	JST
<b>II.C.1 監視業務</b>		
①機器の死活監視	監視実施 停止検知時はJSTへ連絡	連絡を受けて請負者へ指示
②機器の性能監視	監視実施 指定条件を満たしていた場合は指定連絡先及びJSTへ連絡 性能を月次報告	連絡を受けて請負者へ指示
③機器の異常監視	監視実施 異常検知時は指定された連絡先への連絡及びJSTへの状況説明	—
④障害対応	対応実施 回線業者や機器保守業者への問い合わせ	請負者へ指示
<b>II.C.2 セキュリティ監視</b>		
①セキュリティログの監視	監視実施 攻撃の成功またはその可能性が高い事象を検出時はJSTへ連絡し、その内容、推奨する対応等を説明	説明を受けて請負者と対応を協議
②サンドボックスが検出したマルウェアの分析	分析実施 マルウェアと判断した場合はJSTへ連絡しその内容、推奨する対応等を	説明を受けて請負者と対応を協議

	説明 マルウェアでなく且つ JST ドメイン 公開サーバ上で見つかった場合は、 判定変更手続きを実施	
③セキュリティインシデントへの対応	対応実施	説明を受けて請負者と対応を協議
④特に重要なインシデントへの駆けつけ	駆けつけ実施	説明を受けて請負者と対応を協議
<b>II.C.3 運用</b>		
①機器の設定変更	設定変更実施	請負者へ設定変更を依頼
②機器のソフトウェアアップデート	設定変更実施	請負者へアップデートを依頼
③定期ログ確認	確認実施 異常またはその兆候があれば JST へ 連絡	説明を受けて請負者と対応を協議
④ブラックリスト IP アドレスの登録	請負者が持つ情報を基に登録実施 依頼を受けて設定を変更	設定変更を依頼
⑤IPS のシグネチャアップデート	シグネチャリリース時に JST に連絡 しアップデート実施	—
⑥脆弱性情報の報告	報告実施	—
<b>II.C.4 納品物の作成</b>		
①計画書	作成し提出 適宜修正し再度提出	—
②情報セキュリティ管理手順書		
③運用手順書		
④日次報告書	作成し提出	—
⑤月次報告書		
⑥改善提案書		
⑦年次報告書		
<b>II.C.5 その他</b>		
①問い合わせ対応	対応実施	問い合わせ
②停電対応	対応実施	対応日を指示し依頼
③ログの調査	調査実施	調査を依頼
④月次報告会	開催	開催日を指定

#### 4. サービスレベル

当該業務が目標とするサービスレベルを表2に示す。

下記の目標値は、天災や大規模停電等による障害及び計画停止の場合は除く。

表2. サービスレベル

項目	目標値	内容	業務の詳細 (調達仕様書の 該当箇所)
納品物の納期遵守	100%納期遵守	納品物の納期遵守率	I. D 納品・検収要件
監視パケット損失	0.01%以下	監視のために送受信されるパケットの損失の割合。月に5分以内の損失	II. C. 1 監視
セキュリティログ受信損失	0.01%以下	請負者による分析が行われずに失われたセキュリティログの時間の割合。月に5分以内のログ損失	II. C. 2. ①セキュリティログの監視
セキュリティインシデント通知時間	30分以内	セキュリティインシデントを示すログを受信してからJST 担当者に連絡開始するまでの時間	II. C. 2. ①セキュリティログの監視
サンドボックスが検出したマルウェアの判断時間	30分以内	サンドボックスのマルウェア検出のログを受信してから独自の判断を完了するまでの時間	II. C. 2. ②サンドボックスが検出したマルウェアの分析
セキュリティインシデント発生時の初動対応	30分以内	セキュリティインシデント発生時の連絡をJST 担当者にしてから、通信遮断等の対応を行うまでの時間	II. C. 2. ③セキュリティインシデントへの対応
機器の設定変更依頼から開始までの時間	3時間以内	JST 担当者から依頼を受けて作業を開始するまでの時間	II. C. 3. ①機器の設定変更
機器のソフトウェアアップデート依頼から開始までの時間	3時間以内	JST 担当者から依頼を受けて作業を開始するまでの時間	II. C. 3. ②機器のソフトウェアアップデート
IPS のシグネチャリリースからアップデート開始までの時間	1営業日以内	シグネチャのリリースからアップデート作業を開始するまでの時間	II. C. 3. ⑤IPS のシグネチャアップデート
セキュリティログ保存損失	少なくとも6ヶ月分の損失 0%	保存しているセキュリティログの損失	II. C. 5. ③ログの調査



## 5. 結果対応および運営ルール

- (1) 請負者は、サービスレベルの遵守のため、常にサービスレベル項目を測定、記録し、サービスレベルが適切な範囲に収まっているかを確認する。
- (2) 請負者は、月次報告書において、サービスレベルの実績および適正な範囲に収まっていない項目については改善計画を立案しその内容を記す。
- (3) 請負者は、毎月の6営業日以降10営業日以内又はJSTと同意した日に、前月の月次報告書を説明する会（以下、月次報告会という）を開催し、JSTに対して報告する。
- (4) JSTと請負者は、月次報告会にて改善計画を協議し、サービスレベルが適切な範囲に収まるような方策をすみやかに実施する。

## 6. サービスレベルアグリーメントの改定

「4. サービスレベル」で設定した項目、目標値、内容については、必要に応じて見直しを実施し改定するものとする。改定の契機は以下のとおりとする。

- (1) JST及び請負者双方の合意事項に明確な変更が生じた場合
- (2) JST及び請負者双方が必要と認めた場合

## 7. サービスレベルアグリーメントに係る免責事項

以下の場合はサービスレベルアグリーメントの適用外とする。

- (1) 天災や大規模停電等による障害
- (2) 計画停止
- (3) JST及び請負者双方の協議の上で計測の除外とした場合